都立学校 学校運営連絡協議会

運営マニュアル

~学校運営連絡協議会による学校評価~

《5訂時点修正版》

平成28年3月

はじめに

これまで学校は、学校経営に対する外部評価の導入や授業等への地域人材の活用など、地域との連携を深め、「開かれた学校づくり」のより一層の充実に努めてきました。学校運営や教育内容について、保護者や地域住民の意向を的確に把握し反映するため、学校自らが学校に関する情報を積極的に発信してきました。校長は、強いリーダーシップを発揮して自律的な学校改革を行い、都民の信頼にこたえる学校づくりを進めることが求められています。

東京都教育委員会では、学校運営に保護者や地域住民の参画を求め、意見交換を行う場を設けることで、地域全体からの学校及び校長への支援体制を構築するため、平成11年度から2年間の試行期間を経て、平成13年度から全都立学校に学校運営連絡協議会を設置しました。学校は、学校運営連絡協議会での協議や学校外の方々からの意見・提言を通して、学校の抱える課題を明らかにすることで、様々な学校改善に取り組んできました。

文部科学省でも、平成19年6月に学校教育法に学校評価の根拠規定を新設するとともに、同年10月には学校教育法施行規則を改正し、学校の積極的な情報提供と学校評価の実施・公表及び設置者への報告について規定を設け、平成20年1月には、「学校評価ガイドライン」が改訂されました。さらに、平成22年7月には、学校の第三者評価の在り方に関する記述を充実、新たに、「学校評価ガイドライン(平成22年改訂)」に改訂されたところです。

東京都教育委員会では、平成22年1月に「都立学校の自己評価指針」を改訂し、自律的な改革を強化するために、学校の自己評価を定着させ、組織的な取組が円滑に行われるよう、学校経営計画と報告等の考え方や取組方法を明示しています。

学校の積極的な情報提供と学校評価の積極的な活用をより一層推進するため、これからの学校 運営連絡協議会が更に活性化され、地域とのパートナーシップのもと、学校が自律的な学校経営 を進めていくことができるよう、本マニュアルを改訂しました。

今後も、各学校においては、本マニュアルを活用し、地域や保護者との連携を一層深め、都民 に信頼される都立学校の実現に向けて、御尽力いただくことを期待しています。

平成28年3月

都立学校教育部

はじめに
第1章 学校運営連絡協議会の概要
1 設置の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2 設置の背景と経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
(1) 試行までの経過
(2) 全都立学校での実施
3 組織と役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
(1) 管理運営規程での位置付け
(2) 学校運営連絡協議会の組織
(3) 評価委員会
4 年間計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
(1) 委員候補者の選考、打診及び委嘱
(2) 協議会の開催準備
(3) 協議会の開催
(4) 学校情報の提供及び学校行事・授業等の見学
(5) 職員会議及び企画調整会議への参加
(6) 評価委員会の開催
(7) 学校評価の実施
(8) 学校評価の分析と活用
第2章 学校運営連絡協議会の実施
1 設置要綱の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1)記載項目
(2)届出等
2 企画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
(1)年間計画作成
(2) 教職員への周知
(3) 協議委員への設置趣旨の徹底
(4)会議録の作成
3 委員の選考・委嘱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
(1)委員候補者の選考
(2)委員の委嘱
(3)委員の変更等
4 経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
(1) 予算
(2) 執行
(3) 決算
(4) その他

5 協議会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

(1) 開催準備 (2) 開催

		(3)	開催後	<u>.</u>																			
	6	評価	委員会	の開催	≝• •	•				•		•		•					•	•		1	0
		(1)	開催準	備																			
		(2)	開催																				
		(3)	開催後	<u>,</u>																			
	7	学校記	評価の	ための)情幸	设提信	共、	授氵	業等		見学	2 -							•	•		1	0
		$(1)^{\frac{1}{2}}$	学校に	関する	5情幸	B提信	共																
		(2)	教育活	動の生	〉開																		
		(3) {	留意事	項																			
	8	職員:	会議、	企画記	ままり はいい まんし おいし おいし はい	€議∕	への	参加	厄•										•			1	0
	9	学校記	評価の	実施・								•								•		1	1
	10	実施	報告 •									•										1	1
第3章	<u>=</u>	学校運?	営連絡	協議会	きにり	こるき	学校	評値	T														
	1	学校记	運営連	絡協調	議会に	こよる	る学	校詞	平価	<u> </u>		•							•	•		1	2
		$(1)^{\frac{1}{2}}$	学校評	価の目	的と	:意	妄																
		(2)	学校運	営連約	各協請	会会に	こよ	る	学核	評	価												
	2	学校記	評価の	実施・		•						•		•			•		•	•		1	2
		(1)	評価項	目																			
		(2)	調査の	方法																			
	3	アンゲ	ケート	の実施	世••	•						•					•		•	•		1	3
		(1)	アンケ	F0)作原	犮																	
		(2)	アンケ	F0)実施	<u>†</u>																	
	4	評価網	結果と	その流	5用·	•		•		•		•		•			•		•	•		1	4
		(1)	評価結	果の作	F成																		
		(2)	評価結	果の清	5用																		
		(3)	評価結	果の仏	法																		
参考資	料																						
		営連絡は				* - -			I													小て	(通知)
		営連絡は 営連絡は								•								始高 訓の-				て	(通達)
		員 承記		3HX X > 1	. 1111	,,,					(平	成 10	3年	3月	26	3付:	15 拳	女学高	第2	232	2 号)	
		員 承記							I													なにつ	ついて
		員 委引 員 委引															-	女学高 服務⊄				て	(通知)
■協	議委	員出席簿	奪(例)															学高銅					. —
-		営連絡协 ·画(例)		E施報告	書記載	載内容	氵 (传	列)			都立 学校							刻	(第	12 🕯	条の	8)	
		画 (例) :•評価ā		実施内	容(列)			١.									、第	67	条、	第(38 ∮	₹)
■ [:	学校	運営連絡	各協議会	き」の設	置に~	ついて				-	学校	評価	項目	例(高等	学核	を用)						
(平成	:13年2	月5日	付 12 剝	姓指高	第 39	5号	.]			学校								_ l ^	ก≢ก	7./III T	五口:	設定に
									1 7									-//- ∃ 26					
											学校	運営	連絡	協議	会協	議委	員の)委嘱	引にて) V	て		
											(平	成 2′	7年	3月	9 日	26 孝	数学i	高第	210	5 号	-)		

第1章 学校運営連絡協議会の概要

1 設置の趣旨

高等学校においては、生徒の健全育成、望ましい勤労観・職業観の育成など、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携し、一体となって取り組まなければならない課題が多い。また、特別支援学校においては、幼児、児童、生徒の教育ニーズを的確に把握し、個に応じた指導の充実を図ることや、その専門性と施設・設備を生かして、地域のセンター的役割を担うなど、開かれた学校の一層の充実が求められている。学校は、自らの教育方針や学校経営方針を明確にし、積極的に情報を発信して、保護者や地域住民等の理解を深めることが必要である。そして、学校教育に対する幼児、児童、生徒、保護者、地域住民等の要望を常に把握し、学校運営や教育内容に反映するよう、継続的に改善を積み重ねなければならない。

学校運営連絡協議会は、学校及び校長への支援体制を強化するため、学校運営に関して保護者 や地域住民等の参画を求め、意見交換を行う場として設置するものである。

2 設置の背景と経緯

(1) 試行までの経過

都立学校における学校運営連絡協議会は、平成 11 年度から試行することとし、平成 10 年 10 月 26 日付で実施通知を行った。これは、全国的に見ても例の少ない事業であったため、資料や情報が欲しいとの校長からの要望があり、都教育委員会は、校長を対象とした「試行準備会」を平成 11 年 1 月までに 4 回実施した。この会には、全都立高校の約 4 分の 1 に相当する約 60 名が参加した。

平成 11 年度の試行は、高校 28 校(全・定延べ校数)、盲・ろう・養護学校(現・特別支援学校) 12 校で実施された。試行校は、地域環境、地域社会とのつながりや連携の仕方についても実態が異なるため、その組織づくりには、各校で様々な工夫や配慮がなされた。

都教育委員会では、試行校を支援するため、試行校間の情報交換を進めるための「学校運営連絡協議会試行校連絡会」を実施するとともに、高校では「運営マニュアル」、「学校評価ガイドライン」及び「リーフレット」の三部会を設置し、それぞれの作成を行った。また、特別支援学校については、「学校運営連絡協議会試行の実際」としてまとめられた。

(2) 全都立学校での実施

都教育委員会は、平成 11 年 10 月に「都立高校改革推進計画第二次実施計画」を発表し、 学校運営連絡協議会の全都立学校での実施時期を、当初の平成 14 年度から 1 年繰り上げて 平成 13 年度からとすることとし、平成 13 年 2 月 5 日付 12 教指高第 395 号により通知した。

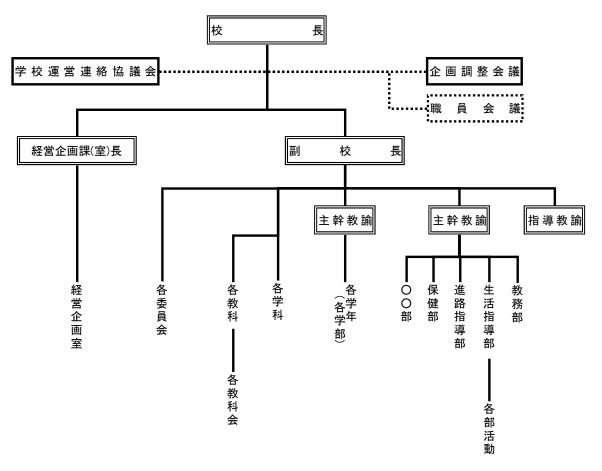
なお、国においては、「学校評価の推進に関する調査研究協力者会議」の提言を受け、学校教育法改正(平成19年6月)、学校教育法施行規則改正(同10月)を行い、学校に対して自己評価の実施・公表、保護者など学校関係者による評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告を規定するとともに、平成20年1月に「学校評価ガイドライン」を改訂し、新たに高等学校をガイドラインの対象に加えた。

3 組織と役割

(1) 管理運営規程での位置付け

学校運営連絡協議会は、管理運営規程(標準規程)の分掌組織図(図1)に定められているとおり、校長の補助機関として位置付けられる。分掌組織図上は、他の校内分掌組織と区別するために(図1)のように記載する。この分掌組織図は、管理運営規程の第11(分掌組織図)で示されたものであり、設置要綱とともに学校要覧に必ず記載する。

なお、学校運営連絡協議会の名称については、従来学校で用いている名称がある場合には、 各学校で定めた名称を用いることができる。



(図1)分掌組織図(「管理運営規程(標準規程)] 平成26年4月)より)

(2) 学校運営連絡協議会の組織

学校運営連絡協議会は、以下のように組織される。

ア委員

学校運営連絡協議会の委員は、「協議委員」及び「内部委員」で構成する。委員の任期は、 当該年度末までとするが、再任を妨げるものではない。

なお、委員の任期中の辞退、変更又は補充に当たっては、校長が判断の上、委員の変更 等について協議委員委嘱者名簿を都教育委員会宛てに提出する(提出は、調査統計システムにより回答。)。

ア) 協議委員

協議委員は、保護者、有識者、地域の学校及び関係機関・施設の職員等、学校の実情

に応じて校長が必要とする者の中から10名程度を委嘱する。協議委員は、高等学校に おいては、全日制や定時制等の課程ごとに定める。

協議委員には、助言や意見を求める目的を明確に説明した上で、できるだけ幅広い分野から偏りなく選考する必要がある。また、学校外からの客観的な意見や提言を幅広く求めるという学校運営連絡協議会の設置趣旨からも、近隣の小中学校関係者や自校保護者などに偏らずに選出することも必要である。

協議会への代理出席は認めていないので、学校運営連絡協議会の委員として従事できるか、また、企業や官公庁在職者の場合には、所属長等の承諾が必要かなどを事前に確認しておくことが必要である。

なお、協議委員は公務員として位置付けられていないため、地方公務員法で定める「守 秘義務」は課されないが、委員として知り得た個人情報等に関する事項の秘密保持につ いては、協議委員の承諾を得ておく必要がある。また、協議委員は、学校運営連絡協議 会に代理の者を出席させることはできない。

イ) 内部委員

内部委員は、副校長、経営企画課(室)長、主幹教諭、主任及び事務職員の中から校 長が、協議委員の人数を上回らない範囲で選任する。主任については、東京都立学校の 管理運営に関する規則第10条の3に規定する主任教諭又は主任養護教諭とする。内部 委員は、校務分掌に位置付ける。

なお、内部委員は、学校運営連絡協議会に代理の者を出席させることはできない。

イ 事務局

事務局は、学校運営連絡協議会が円滑に運営され、設置の目的を達成するために、企画・ 立案・運営等の業務を行う。事務局は、事務局長と事務局員数名で構成する。学校の実情 に応じて、あらかじめ事務局の構成及び人数を学校運営連絡協議会設置要綱により決定し ておく。任期は当該年度末までとするが、学校運営連絡協議会の継続性を考慮し、再任を 妨げるものではない。

なお、事務局の業務は、校務分掌に位置付けるものとする。

ウ 幼児・児童・生徒(以下「生徒等」という。)の参加についての考え方

学校運営連絡協議会は、学校外から学校の教育活動や学校運営に助言や提言を求めるための機関であり、協議委員は責任能力のある社会人として意見、助言を行っている。生徒等からの意見については、学校に対して意見を表明する機会として、ホームルーム活動や生徒会活動、生徒による授業評価などが既にあるため、生徒等を学校運営連絡協議会の協議委員とすることはしない。

しかし、協議委員が学校の現状を把握するために、生徒等から意見や考えを聞く機会を 積極的に設けることは必要である。直接意見を聞く機会を設けたり、学校評価アンケート などを通じて、多数の生徒等の考えを把握したりするなど、工夫が必要である。

エその他

当該年度末をもって閉校・閉課程となる学校については、学校運営連絡協議会を設置し

ないことができる(平成13年2月5日付12教指高第395号)。

また、中高一貫校においても課程ごとに協議会を設置することが望ましい。ただし、中高一貫校における協議会の設置については、各校の実情に応じた対応を必要とするため、所管の学校経営支援センター経営支援室を通して学校経営指導担当に相談すること。

(3) 評価委員会

<u>学校運営連絡協議会の中に、</u>評価委員会を設置する。評価委員会は、学校運営、教育活動、 地域との連携等について改善を図るための学校評価を行うことを目的とする。

評価委員会の委員は、学校運営連絡協議会の協議委員及び内部委員から、構成上のバランスに配慮しながら校長が選任し、委嘱する。任期は、当該年度末までとするが、再任を妨げるものではない。

評価委員会は、学校評価の実務を行い、その評価結果を協議会の審議を経て校長に報告するものであるため、校長が評価委員会の委員長又は委員となることは不適当である。

なお、評価委員会における企画・立案・運営等の業務は、学校運営連絡協議会の事務局が、 これを兼ねる。

4 年間計画

学校運営連絡協議会の年間計画例は、次のとおりである。

(1)委員候補者の選考、打診及び委嘱

学校運営連絡協議会は、学校外の方々の声を直接聴くことができる機会であるので、評価委員会の構成も視野に入れて、効果的な意見・提言及び評価が期待できる人選ができるよう考慮すること。委員候補者の人選等については、前年度中から行っておいてもよい。また、打診・依頼に当たっては、学校運営連絡協議会の趣旨をよく説明し、十分な理解を得るようにすること。

また、平成27年度から協議委員の委嘱は、校長に委任している。

なお、協議委員委嘱者名簿は、当該年度の4月末日までに、調査統計システムにより提出すること。協議委員委嘱者名簿の提出に関する詳細は、その都度、都立学校教育部高等学校教育課から通知する。

(2) 協議会の開催準備

年間を通した協議会の企画や委員委嘱手続等に加えて、校内での役割分担の確認や、開催通知の発送などの連絡業務、その他、協議会の運営・実施に必要な準備を行う。

(3)協議会の開催

協議会は、原則として年3回以上実施する。また、最終回は、協議会の助言を翌年度の教育活動に反映させるため、 $1\sim2$ 月までに実施することが望ましい。

(4) 学校情報の提供及び学校行事・授業等の見学

委員が、学校の教育活動を正確に把握するために、学校経営計画や予算・決算の資料などの学校情報を提供するほか、協議会だけではなく協議会開催時以外にも随時、授業や学校行事を参観・視察してもらうことが必要である。このため、入学式・卒業式・文化祭・体育祭・課題研究発表会等の学校行事に委員の参加を得られるように計画したり、授業公開実施日などを委員に周知したりするなど、積極的に情報を発信することが望ましい。ただし、個人情

報の取扱いには十分な配慮をしなければならない。

(5) 職員会議及び企画調整会議への参加

職員会議や企画調整会議への委員の出席については、校長の判断により積極的に行うようにし、開かれた学校づくりを推進し、地域の教育力の積極的な活用をしていく。

(6) 評価委員会の開催

評価委員は協議委員の中から選出しているため、評価委員会の開催は、委員の負担も考慮して、協議会と同一日とすることが望ましい。

(7) 学校評価の実施

評価委員会で学校評価の項目の検討を行い、学校評価アンケートの原案を作成する。アンケートは、原案を評価委員会で審議した後、協議会で決定した上で実施する。

(8) 学校評価の分析と活用

評価委員会は、アンケート結果を集約して評価結果を分析し、協議会に学校評価報告書案を報告する。協議会は、報告書案を審議し、学校評価報告書として校長に提出する。校長は、協議会の助言を受けて、次年度以降の学校経営の改善に反映させるよう努める。

第2章 学校運営連絡協議会の実施

1 設置要綱の作成

設置要綱は、学校運営連絡協議会の設置趣旨に基づき、各学校で作成する。作成に当たっては、 委員の選出や学校評価など、学校運営連絡協議会の運営が円滑に進むよう十分に内容を検討し、 作成するよう留意する。

(1) 記載項目

設置要綱の記載項目は、原則として以下の項目とする。要綱は、年度要綱とせず、必要に応じて改正を行う。

ア 会の名称

会の名称は、「都立○○学校 学校運営連絡協議会」とする。ただし、既に使用している名称がある場合には、その名称を用いることもできる。

イ 目的

学校運営連絡協議会設置の趣旨及び各学校独自のねらいに基づき作成する。

ウ組織

協議委員及び内部委員の構成並びに人数等を記載する。委員構成の検討に当たっては、 内部委員の人数が協議委員の人数を超えないようにする。また、協議委員の決定に当たっては、学校運営連絡協議会の目的に即した構成となるよう配慮する。

工 任期

協議委員の任期は、原則として当該年度の4月1日から3月31日までとする。ただ し、再任を妨げるものではない。

才 役員

会長、副会長、事務局長等、会の運営に必要な役員を記載する。

カ 開催回数・開催時期・公開など

会の開催回数は、原則として年3回以上とする。また、学校運営連絡協議会は、原則として公開とするが、協議内容によっては、会長の判断により、非公開とすること等を記載する。

キ 所掌事項

学校運営連絡協議会の活動内容を記載する。

ク 評価委員会

評価委員会の活動内容、構成、人数等を記載する。

ケ 事務局

事務局は、校務分掌に位置付けられていることを明示する。

コ事務局長

サ その他

見直し規定など、特に必要のある事項を記載する。また、学校運営連絡協議会の運営強化のために様々な運営形態をとることも想定されるが、その場合には、明示しておく

こと。

シー附則

施行期日等を記載する。

(2) 届出等

実施要綱を作成・決定した後、当該年度の4月末日までに、所管の学校経営支援センター経営支援室に提出する。ただし、前年度の実施要綱と変更点がない場合は、提出する必要はない。また、年度途中であっても要綱の改正を行った場合は、改正の都度、提出する。

なお、実施要綱は、「学校要覧」に掲載すること。

2 企画

(1) 年間計画作成

協議会の実施に当たっては、年間計画を作成し、協議会の実施及び協議会での助言の反映が円滑に行われるよう計画する。

ア 協議会は、原則として年3回以上実施する。評価委員会は、委員の日程調整等を考慮して、協議会と同一日の引き続いた時間に実施することが望ましい。

イ 学校見学、授業参観等については、協議会の中での実施するほか、学校行事等の年間計画に合わせて実施するなど、できるだけ多く学校見学等の機会を設けるよう工夫する。

(2) 教職員への周知

内部委員や事務局として、直接、協議会に関わる教職員は限られるが、協議会が学校の教育活動全般に関わるものであるため、年度当初に設置要綱や協議委員名簿等を教職員に配布するなど、協議会の趣旨について改めて周知を図るようにする。

(3) 協議委員への設置趣旨の徹底

学校運営連絡協議会設置の趣旨は、協議委員の依頼・内諾の段階で適切に説明し、理解を得るだけでなく、第1回目の協議会の開催通知書の送付の際にも設置要綱や学校への理解を深める資料を併せて送付するなど、趣旨の徹底を図ることが望ましい。

(4) 会議録の作成

事務局の記録担当は、会議録を作成するとともに協議会報告書を作成して各委員に配布する。また、協議会の内容は教職員に周知し、協議会の活動に対して理解を深めるようにする。

3 委員の選出・委嘱

(1) 委員候補者の選出

委員候補者には、協議会実施の趣旨等を十分に説明し、委員就任の内諾を得る。 なお、委員の構成に配慮して選出をすること。

また、職務上、委員として従事することを依頼する場合には、所属長等の承諾が必要な場合や謝礼金の取扱いについて配慮が必要な場合もあるので、十分に確認すること。

(2) 委員の委嘱

平成27年度から、協議委員の委嘱は、都教育委員会から校長へ委任されている。校長は、 委員の内諾を得た者について、協議委員の委嘱の決定を行うこと。各校において協議委員の 委嘱決定後、「協議委員委嘱者名簿」を調査統計システムにより提出する。

また、委員の委嘱期間は、当該年度の4月1日から3月31日までとする。ただし、委員

の変更・追加等により、年度途中に委嘱する必要が生じた者については、委嘱することが決定した日から当該年度末までを委嘱期間とする。いずれの場合においても、翌年度の委員委嘱について妨げるものではない。

なお、評価委員については、協議委員の中から、校長が委嘱する。協議委員及び評価委員 のいずれについても、それぞれ承諾書を徴収しておくこと。

(3) 委員の変更等

委員委嘱後、委嘱期間中に委員の変更、辞退等の申出があった場合は、校長の判断により 委員の変更等をし、変更点が分かるように、新たに「協議委員委嘱者名簿」を作成して、調 査統計システムに再提出すること。委嘱の手続については、上記(2)による。

Q&A

- Q1 協議委員としてPTA会長を充てていますが、6月のPTA総会で会長が決定するため、まだ氏名を 記入できません。
- A1 提出日現在の状況で提出いただき、決定次第、再提出してください。
- Q2 協議委員を役職で指定してお願いしていたのですが、人事異動により変更がありました。再度、委嘱者名簿を提出する必要がありますか。
- A2 変更になった方が分かるようにして、再提出してください。

4 経費

(1) 予算

協議会に係る報償費及び一般需用費を自律経営推進予算の配当経費に含んでいる。

(2) 執行

ア 報償費

① 支払基準

1回当たり3,000円(税込み)

② 支払方法

原則として、口座情報払とする。ただし、協議委員の都合により現金により支払をする場合は、資金前渡を受け協議会当日に現金で支払い、領収書を徴して速やかに精算すること。いずれの場合も、出席確認表を作成して、必ず出席確認を行った上で支出すること。また、事前に経営企画室の担当者と連絡をとり、必要書類の作成を適切に行うこと。

③ 源泉徴収

学校運営連絡協議会の委員に対する報償費の支払は、所得税基本通達第 28 条の7により、原則として給与とされる。よって、その年中(暦年)の支給額が1万円を超える場合は、給与所得の源泉徴収が必要となる。

税額は、支払方法により適用する税額表が異なるので、所得税法第 185 条に従い計算する。月ごとにまとめて支払う場合は月額表乙欄、その都度支払う場合は日額表乙欄を使用する。

所得税基本通達第28条の7(委員手当)

国又は地方公共団体の各種委員会(審議会、調査会、協議会等の名称のものを含む。)の委員に対する謝金、手当等の報酬は、原則として、給与等とする。ただし、当該委員会を設置した機関から他に支払われる給与等がなく、かつ、その委員会の委員として旅費その他の費用の弁償を受けない者に対して支給される当該謝金、手当等の報酬で、その年中の支給額が1万円以下であるものについては、課税しなくて差し支えない。この場合において、その支給額が1万円以下であるかどうかは、その所属する各種委員会ごとに判定するものとする。

イ 一般需用費

支出対象は、協議会の資料を作成するための経費である。

(3) 決算

決算は、他の経費と合わせて必ず報告をすること。

(4) その他

ア 協議委員が東京都公立学校教職員の場合

服務の取扱について「職免」(基準10番 別表14) が適用されるので、交通費実費相当額を超えた報償費の受領はできない。交通費実費相当額の算出については、算出の根拠や定期券使用区間等の必要な情報を得た上で、事務手続をする必要がある。

イ 東京都職員や区市町村など関係団体職員の場合

協議委員の所属する局や任命権者に、服務の取扱や報償費受領についての確認を行い、協議委員の不利益とならないよう配慮する必要がある。

ウ 報償費受領辞退の申出があった場合

協議委員から、報償費の受領を辞退したいと申出があった場合は、報償費を辞退する旨を記載した「辞退届」を徴すること。様式に定めはないので、任意に作成すること。

なお、承諾書に報償費を辞退する旨を明記してもらってもよい。また、交通実費を除く 報償費を辞退する申出の場合には、その旨が分かるように記載すること。

Q&A

- 【Q3 謝礼金辞退の申出を承諾書に記載してもよいとなっていますが、「謝礼金は辞退します」と印刷し た承諾書を使用してもいいですか?
- ▲ A3 印刷してあるものを使用するのは構いませんが、依頼先の方に「辞退をしてもらいたい」と思われ るなど、不信感をもたれないよう注意が必要です。
- 【Q4 協議委員は10名程度となっていますが、人数を増やしてもいいですか。
- A4 増員して、意見等をいただく必要があると学校長が判断するなら、増員は可能です。ただし、報償費の予算増額には対応できませんので、予算が不足しないよう、事前に経営企画室にも確認をしてください。
- Q5 委嘱状は、当該年度の4月1日付で発行するのですか?
- A5 そのとおりです。1年間を通して学校を見ていただき、評価をしてもらうために、4月1日に遡って 委嘱をしていただいています。ただし、年度途中に追加・変更した方については、この限りではあ りません。
- Q6 他の都立学校で非常勤の教員をしている方に委員をお願いしたいのですが、非常勤の教員の服務の取扱いはどのようになりますか。
- A6 従事していただく日が非勤務日の場合は、特に手続等はありません。勤務日の場合は、休暇を取得するか、欠勤の扱いになります。 どちらも、報償費は定額で支給できます。
- Q7 協議委員会と評価委員会が、同日に行われた場合、報償費は2回分支払うのですか、それとも1 回分でいいのですか?
- A7 評価委員会は、協議委員会の中に設置されているので、同日開催ならば、1回分を支払うことになります。異なる日に開催された場合は、別々に支払うことになります。

5 協議会の開催

- (1) 開催準備
 - ア 実施起案及び開催通知の発送
 - イ 資料や協議会の開催に必要な物品等の準備
- (2) 開催

原則として、年3回以上実施する。

- (3) 開催後
 - ア 協議会記録の作成
 - イ 報償費の支出
 - ウ 次回に向けた準備

6 評価委員会の開催

- (1) 開催準備
 - ア 実施起案及び開催通知の発送
 - イ 資料や評価委員会の開催に必要な物品等の準備
- (2) 開催

原則として年3回以上、学校運営連絡協議会に合わせて開催する。

- (3) 開催後
 - ア 評価委員会記録の作成
 - イ 報償費の支出(協議会と同日開催の場合は、協議委員謝礼分として1回分のみ支出)
 - ウ 次回に向けた準備

7 学校評価のための情報提供、授業等の見学

学校運営連絡協議会による学校評価を効果的に推進するため、学校評価の目的・意義を周知し、 日常から教育活動を広く公開することが必要である。

(1) 学校に関する情報提供

学校から外部に提供する情報は、対象に応じて適切に選択して提供する。 具体的には、教育目標、学校経営計画、学校経営報告、バランスシート、予算・決算資料、 教育課程、年間行事計画、生活指導計画、進路指導計画等が挙げられる。

(2) 教育活動の公開

学校評価を効果的なものにするため、実際の教育活動を見る機会を設けることが必要である。学校は、一方的に情報を提供するだけでなく、授業や特別活動・部活動等の教育活動の内容や成果を、年間を通じて公開することで、より学校の教育活動への理解促進を図らなければならない。

(3) 留意事項

情報の提供や教育活動の公開に当たっては、個人情報の保護に十分留意すること。

8 職員会議、企画調整会議への参加

職員会議及び企画調整会議への協議委員の参加については、都民に開かれた学校づくりを推進し、地域の教育力を活用するためにも、積極的に進めていくことが望ましい。職員会議及び企画

調整会議への協議委員の参加は、校長の判断によるものとする。 なお、職員会議及び企画調整会議への出席のみの場合は、報償費は支出できない。

9 学校評価の実施

学校評価の実施については、第3章「学校運営連絡協議会による学校評価」による。学校評価 の結果は、校内の実態や内部評価の結果とも併せて検討し、次年度の学校経営計画に反映させ、 学校経営の改善に生かすこと。

10 実施報告

校長は、実施報告書を作成し、学校評価結果ととともに当該年度末までに調査統計システムにより提出すること。詳細については、その都度、都立学校教育部高等学校教育課から通知する。 なお、学校要覧やホームページに実施報告書や学校評価結果を掲載するなど、広く都民に情報提供をすること。

第3章 学校運営連絡協議会による学校評価

1 学校運営連絡協議会による学校評価

(1) 学校評価の目的と意義

学校評価は、組織体としての学校が、その教育機能をどの程度果たしているのかを、教育の目的・目標の達成度という観点から総合的・客観的に評価し、その結果に基づいて教育活動全般についての改善策を立て、学校における教育活動の充実・向上を目指すものである。

学校評価には、校長の下で全教職員が主体的に行う学校内部における自己評価(以下「自己評価」という。)と、保護者や地域社会の方々等が評価者となって行う学校評価(以下「外部評価」という。)がある。

都教育委員会は、平成7年2月に「東京都公立高等学校学校評価基準」(以下「学校評価基準」という。)を刊行した。ここでは、自己評価にとどまらず、外部評価の必要性についても示した。さらに、平成14年9月「東京都立高等学校学校評価基準」に改訂し、平成15年1月には「東京都立盲学校、ろう学校及び養護学校学校評価基準」を作成、配布した。ここでは、学校で実用的に使用できるよう、内容の精選を図るとともに、外部評価の重視、学校の全ての教育活動の成果を評価できるようにした。

学校を取り巻く環境が大きく変化し、学校に対する社会の期待が高まっている今日、従来の内部評価のみでは、地域社会の要請に十分に応えることはできない。都民の期待や信頼に応え、家庭や地域社会と連携した学校運営を進めるためには、地域社会や関係諸機関など学校を支える方々や生徒等の声を十分に聞き、学校を評価してもらうことにより、その結果を学校経営に役立たせていかなければならない。

(2) 学校運営連絡協議会による学校評価

上記のような学校評価の目的と意義を踏まえ、都教育委員会は、学校運営連絡協議会の内部に評価委員会を設置し、学校運営連絡協議会において外部評価を中心とした学校評価を実施することとした。学校運営連絡協議会評価委員会による学校評価は、評価委員が中心になって行い、地域社会や関係諸機関など学校を支える方々などによる外部評価として有効な手段である。評価委員会がまとめた学校評価の結果は、学校運営連絡協議会に報告、審議を経て学校評価報告書にまとめられ、校長に提出される。

2 学校評価の実施

(1) 評価項目

学校運営連絡協議会が実施する学校評価の評価項目は、学校経営計画の「教育活動の目標と方策」に基づき、以下の項目を参考にしながら、各学校における学校運営連絡協議会の評価内容としてふさわしい項目等を適切に定める。具体的な評価項目は、地域、生徒等及び学校の実態等を考慮し、学校運営連絡協議会の意向を受けて評価委員会が検討し、学校が定める。また、学校評価は、計画・実施・評価の過程ごとに、学校の理解・学校の意欲・学校の実践の三つの観点に基づいて実施する。

[学校経営計画の「教育活動の目標と方策」に基づく項目]

- ・学校運営(予算・決算を含む)・学習指導・生活指導・進路指導
- 特別活動・健康・安全・施設・設備・その他

(2)調査の方法

アアンケート

アンケートの実施に当たっては、学校で適切な実施規模を設定する。また、地域に対するアンケートも、集計及び分析が適切に行える数等を勘案して学校が適切に定める。

イ 実態調査等

評価委員会による学校評価は、アンケート結果やその分析結果のほか、授業参観、意見 交換、教職員に対する聞き取り調査、学校の基礎情報の分析など、様々な評価要素を総合 的に判断することで、評価の客観性を確保するように努める。

ウその他

学校行事ごとに学校で実施する生徒等や保護者対象のアンケート結果など、従来から行われている学校評価項目も自己評価に生かすようにする。

3 アンケートの実施

アンケートは、当該年度の学校の教育活動を評価する上で、最も重要な資料となるものである。 したがって、各学校において原案を作成するに当たり、評価者に分かりやすくかつ回答しやすい アンケートを作成することが大切である。

(1) アンケートの作成

ア 学校評価の意義や目標・目的、実施方法など、評価計画を評価委員会で検討する。また、 アンケート作成に当たっての視点や観点を明確にしておく。

- イ 学校評価の観点を絞り、効率的に作業を進めるため、学校評価基準表を作成する。
- ウ 評価委員会において、学校評価基準表に基づき、アンケートの原案を作成する。
- エ 事務局でアンケート原案をまとめ、次回の評価委員会で審議し、学校運営連絡協議会で決定する。

~アンケート作成の留意点~

- ① 評価委員会は、より多くの評価者に対してアンケートを実施することにより、客観性、中立性及び信頼性のある評価活動を実施しなければならない。
- ② 評価者に評価を依頼するに当たり、評価者と学校の関係に配慮して、各評価者に応じた調査項目、方法及び観点となるような工夫が必要である。
 - ◇ 保護者を評価者とする場合 自らの子を在学させている保護者に対しては、学校全体に対する客観的な評価とともに、自 分の子どもに関わる部分については主観的な評価が加わる点に配慮する必要がある。
 - ◇ 生徒等を評価者とする場合 教育を受け、授業等の日常の教育活動について学校を評価し、改善の要望を出す立場にある 生徒等は、同時に、学習活動に参加して学校生活を主体的に作り出す立場にもある。このため、学校教育に対する生徒等の評価は、客観的評価と主体的評価の組合せに配慮する必要がある。
 - ◇ 小中学校及び他の都立学校を評価者とする場合 体験入学や出前授業、交流協力校など、近隣の小・中学校や他の都立学校から評価を受ける 立場にある。学校との連携の内容や学校経営の改善に資する視点から、調査対象や調査項目 を工夫する必要がある。
 - ◇ 地域の方を評価者とする場合 調査対象の選定に当たって、町内会長等の代表者のみとするか、又は構成員全員とするか、 また、学校に隣接する居住者のみとするのか、又は範囲を広げて実施するのか等、対象と調 査項目の設定に配慮する必要がる。
 - ◇ 行政機関等、関係諸機関を評価者とする場合 行政機関等の関係諸機関については、様々な面で連携強化に結び付くことも視野に入れた調査方法の工夫が必要である。

(2) アンケートの実施

- ア 決定されたアンケートを事務局において作成し、評価者に配布して回答を依頼する。配布 から回答期限までは、回答に必要な十分な期間をおく。
- イ 事務局でアンケートを回収・集計し、集計結果を分析して評価委員会に報告する。
- ウ 評価委員会は、上記のアンケートのほか、学校の教育活動において実施しているアンケート等があれば、集計結果を学校の自己評価の一部として活用する。また、必要に応じて、評価委員会に属さない協議委員や教職員に対するヒアリングを行い、資料の一部とする。

~アンケート実施の留意点~

- ① 学校は、学校評価に必要な情報を、事務局を通じてできるだけ提供する。
- ② アンケート調査は、できるだけ広範囲に行い、多様な意見を聴取するよう努める。
- ③ 事務局の負担過剰にならないように、学校は、必要に応じて既存の分掌や委員会との連携を図る。
- ④ 生徒等や保護者、教職員等のプライバシーの保護には、十分注意する。

4 評価結果とその活用

- (1) 評価結果の作成
 - ア 事務局は、アンケートや評価委員会が行った調査活動を取りまとめて、学校評価報告書 原案を作成する。
 - イ 学校評価報告書原案は、評価委員会での審議を経て、学校運営連絡協議会に学校評価報告書案として提案する。
 - ウ 学校運営連絡協議会は、学校評価報告書案について審議した上で、学校評価報告書を校 長へ提出し、提言する。
 - ※ 評価のまとめを行う学校運営連絡協議会は、できれば1月中旬までには開催し、当該年度の学校評価報告を行うようにする。
 - ※ アンケートの回収率が低かった場合には、その要因を分析し、次年度のアンケート実施 までに、実施方法等の検討を行うようにする。

(2) 評価結果の活用

校長は、学校運営連絡協議会から提出された学校評価報告書(提言)について検討を行い、 早急に改善すべき事項については、企画調整会議及び職員会議などで教職員に明示し、次年 度の学校経営計画に反映するなどの具体的な改善の指示を出し、速やかに改善を図るように する。また、中長期的に改善すべき事項については、課題を教職員に明示し、改善策を校内 の分掌、委員会等で検討することとなる。

それぞれの提言を学校経営にどのように反映させていくかについて、次年度の最初の学校 運営連絡協議会で報告することにより、学校運営連絡協議会との連携の強化と協議委員の評 価力の向上を図ることが可能となる。

~評価結果活用の留意点~

学校運営連絡協議会による提言や助言は、以下の三つに分類される。

- ① 次年度すぐに改善できるもの
- ② 改善に着手しても実際に改善するまでに長い期間を必要とするもの
- ③ 将来に向けた課題として、更に検討を続けるべきもの

改善に長期間を要するものは、適切な進行管理の上で、改善に向けて取り組んでいかなければならない。

(3) 評価結果の公表

学校評価報告書は、外部の意見を学校運営に反映させるため、広く公表されなければならない。

ア 公表の基本的な視点

文書の内容や形式については、学校運営連絡協議会と学校が一体となって検討し、分かりやすく、見やすくなるよう工夫する。

[ポイント] 分かりやすく・見やすく

- ・簡潔な表現で作成する
- グラフや図を用いる
- ・集計結果、分析、活用等について、簡単なコメントを付ける など

イ 公表の方法

学校要覧への掲載、学校ホームページへの掲載、学校だより等の広報誌への掲載など、 広く公表される方法で行う。

ウ 公表の内容

以下に挙げる項目を参考に、簡潔に作成する。

[記載内容の例]

- 組織
 - 名称
 - ・委員等構成(協議委員・内部委員・事務局)
- ② 学校運営連絡協議会の概要
 - ・協議会の実施状況(日時・会場・出席者・内容・その他)
 - ・評価委員会の実施状況(日時・会場・出席者・内容・その他)
- ③ 学校評価の方法
 - ・評価の観点と主な内容
 - ・評価の実施状況(時期・対象・規模・その他)
- ④ 評価結果を活用した学校運営及び教育活動の改善
 - ・評価結果及びその考察
 - ・ 学校運営及び教育活動の改善事項
- ⑤ 学校運営連絡協議会の成果と課題
 - ・学校運営に関すること。
 - ・教育活動に関すること。
 - ・その他、学校全体に関すること。
- ⑥ その他

■ 学校運営連絡協議会設置要綱(例)

都立〇〇〇〇学校 学校運営連絡協議会設置要綱

第1(名称)

この会の名称を「都立〇〇〇〇学校 学校運営連絡協議会」(以下「協議会」という。)とする。

第2(目的)

本校の教育活動が、保護者や地域住民に理解され、かつ、本校の学校運営に保護者及び地域社会の方々の意向が反映され、本校が地域に根ざしてより発展していくための学校支援組織とすることを目的とする。

第3 (所掌事項)

協議会は、学校運営に関する意見交換、教育活動の観察、学校評価等を通して協議を行い、校長に対して本校の学校運営、教育活動及び家庭や地域社会との連携について助言する。

第4(組織)

協議会の委員は、校長のほか、次のとおりとする。

協議委員は、校長が委嘱する保護者代表○名、同窓会代表○名、近隣中学校長○名、地域住民代表○名、・・・・・○名の○○名とする。

内部委員は、副校長、経営企画課(室)長、主幹教諭(教務主任兼務)、主幹教諭(生活指導主任兼務)、〇〇主任、・・・・の〇〇名とする。

2 協議会の中に学校評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。評価委員会は、協議会が 行う外部評価を計画、立案、実施及び集計し、学校評価報告書原案を作成する。

評価委員会の委員は、協議会委員の中から校長が委嘱する。

第5 (任期)

委員の任期は、原則として当該年度の4月1日から3月31日までとする。

第6(役員)

協議会に、次の役員を置く。

会長1名、副会長○名、評価委員会委員長1名、事務局長1名

- 2 会長は、校長とする。
- 3 副会長、評価委員会委員長及び事務局長は、校長が選任する。

第7 (協議会の開催回数及び開催時期)

協議会は、○月、○月及び○月の年3回開催する。

第8 (協議会の公開)

協議会は、原則として公開とする。ただし、会長が必要とする場合には、会長の判断により非公開と することができる。

第9(事務局)

都立○○○○学校に協議会事務局を置く。事務局に事務局長を置き、○○主任をもって充てる。

第10(その他)

この要綱は、校長が必要に応じて改正する。

(附則)

この要綱は、平成○○年○○月○○日から施行する。

東京都教育委員会 殿

東京都立	700	000)学校县	₹
	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	

学校運営連絡協議会設置要綱について、以下のとおり提出します。

TOTAL	
,	
設置要綱を記載する。	

※ 提出先:所管の学校経営支援センター経営支援室

東京都教育委員会 殿

東京都立〇〇〇〇〇学校長

平成○○年度 学校運営連絡協議会協議委員委嘱者名簿

(委嘱期間:平成○年4月1日から平成○年3月31日まで)

番号	所属・団体名等	氏名	再任	充て	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

[※] 前年度又はそれ以前に、当該校の学校運営連絡協議会協議委員として委嘱したことがある方については、『再任』欄に○を付ける。

[※] 充て職として委嘱する予定の者については、『充て』欄に○を付ける。

承 諾 書

私は、先に依頼のあった下記の件について承諾します。なお、委員として知り得た個人情報等については、その秘密の保持に十分配慮します。

平成 年 月 日

氏 名	(フリガナ)	-
住 所	₸	
電話番号		

東京都立○○○○学校長 殿

- 1 職名
 - 平成 年度 都立〇〇〇学校 学校運営連絡協議会 協議委員
- 2 委嘱期間

平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

3 その他 謝礼金の受領方法は、口座振替によるものとします。

承 諾 書

私は、先に依頼のあった下記の件について、承諾します。なお、委員として知り得た個人情報等については、その秘密の保持に十分配慮します。

平成 年 月 日

	(フリガナ)	
氏 名		
	印	
	=	
住 所		
電話番号		

東京都立○○○○学校長 殿

- 1 職名
 - 平成 年度 都立〇〇〇学校 学校運営連絡協議会 評価委員
- 2 委嘱期間

平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

3 その他 謝礼金の受領方法は、口座振替によるものとします。

委 嘱 状

(氏名)

殿

都立○○学校学校運営連絡協議会設置要綱に基づき 学校運営連絡協議会協議委員を委嘱します

委嘱期間 平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

平成 年 月 日

東京都立〇〇〇〇学校長

 \bigcirc \bigcirc \bigcirc

囙

委 嘱 状

(氏名)

殿

都立○○学校学校運営連絡協議会設置要綱に基づき 学校運営連絡協議会評価委員を委嘱します

委嘱期間 平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

平成 年 月 日

東京都立〇〇〇〇学校長

印

平成〇〇年度 都立〇〇学校学校運営連絡協議会 協議委員出席簿(例)

番号	所属名・職名	氏名	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	備考
1			印	印	印	印	印	
2			印	印	印	印	印	
3			印	印	印	印	印	
4			印	印	印	印	印	
5			印	印	印	印	印	
6			印	印	印	印	印	
7			印	印	印	印	印	
8			印	印	印	印	印	
9			印	印	印	印	印	
10			印	印	印	印	印	

■ 学校運営連絡協議会実施報告書記載内容(例)

平成○○年度 学校運営連絡協議会実施報告書

1 組織

(1) 協議会名称

平成○○年度 都立○○○学校 学校運営連絡協議会

(2) 事務局の構成

主幹教諭(教務)、経営企画室長、教務部員3名 計4名

(3) 内部委員の構成[氏名を掲載してもよい]

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭(教務)、主幹教諭(進路)、主幹教諭(生活指導)、主任教諭(2学年主任) 計7名

(4) 協議委員の構成[氏名を掲載してもよい]

学識経験者(大学教授)、PTA会長、同窓会会長、学校医、近隣自治会長、地域住民、近隣中学校長、近隣小学校長、近隣警察職員 計9名

- 2 平成○年度学校運営連絡協議会の概要
 - (1) 協議会[実施回ごとに実施日時、出席者、協議内容を記載]
 - (2) 評価委員会[実施回ごとに実施日時、出席者、協議内容を記載]
- 3 学校運営連絡協議会による学校評価(学校評価報告)
 - (1) 評価の観点[学校への理解・学校の意欲・学校の実践等]
 - (2) アンケートの実施時期、対象、規模
 - (3) 主な評価項目
 - (4) 評価結果の概要[学校及び校長への意見・提言の内容]
 - (5) 評価結果の分析・考察[学校及び校長への意見・提言]
- 4 学校運営連絡協議会の成果と課題[学校の自己評価へ反映]
 - (1) 学校運営連絡協議会を実施して得られた成果
 - (2) 学校運営連絡協議会を実施して明らかとなった課題
- 5 学校運営連絡協議会及び学校評価を活用した教育活動の改善事項[学校経営計画への反映]
- 6 「学校がよくなった」と考える協議委員の割合
 - (1) 協議委員人数
 - (2)「学校がよくなった」と答えた協議委員の人数[下段に人数を記載]

そう思う	多 少 そう思う	どちらとも いえない	あまりそう 思わない	そう 思わない	わからない	無回答

- 7 職員会議及び企画調整会議への協議委員の参加実績及び成果
 - (1)参加実績

・職員会議 ○回 延べ○人 ・企画調整会議 ○回 延べ○人

- (2) 成果
- 8 その他

■ 年間計画(例)[年3回実施する場合]

年	月	学校運営連絡協議会	評価委員会	事務局	学校運営上の配慮事項
前年度	~3月			・年間計画の作成 ・校内での予算調整 ・協議委員候補者へ打診 ・協議委員の内諾 ・内部委員の選任・発令 ・設置要綱の作成 ・事務局職員の指名	・校内での共通理解
	4月			・設置要綱の届出 ・委嘱決定 ・委員委嘱者名簿の提出 ・第1回開催通知	・協議委員の周知
1 当	5月	第1回協議会 • 委嘱状交付 • 委恳如会	第1回評価委員会 ・学校評価基本方針確認 ・前年度の評価結果説明	・第1回協議会準備 ・第1回評価委員会準備	・第1回協議会基礎資料 作成 ・第1回協議会結果の共
学期	6月	・委員紹介・協議会の趣旨説明・学校の現状と課題説明	・アンケートに関する検討 (構成案、対象、範囲等)	・第1回協議会まとめ 作成・報告	通理解
	7月	・評価委員会について・評価委員委嘱	・協議会への報告		
	8月			•第2回開催通知	
	9月	第2回協議会 ・教育活動の報告 ・学校評価の考え方	第2回評価委員会 ・アンケート(案)の検討 ・調査手順の確認	・第2回協議会準備 ・第2回評価委員会準備 ・第2回協議会まとめ	・第2回協議会基礎資料 作成 ・第2回協議会結果の共
2 学 期	10月	・アンケート(案)の検討・その他	・協議会への報告	作成・報告 ・アンケート作成・実施	通理解 ・アンケートへの共通理
	12月			・アンケート回収・アンケート集計・分析	解•実施協力
	1月	第3回協議会 ・アンケート集計結果検討 ・評価報告書検討	第3回評価委員会 ・アンケート結果の 分析・考察	・アンケート分析・考察 ・第3回開催通知 ・第3回協議会準備	・第3回協議会基礎資料 作成 ・第3回協議会結果の共
3 学期	2月	・校長へ評価報告書提出 ・校長へ助言・提言提出	・評価報告書(案)の検討 ・協議会への提出・報告	・第3回評価委員会準備 ・助言・提言事項、改善策 案検討	通理解 ・学校評価報告書の分析・考察
	3月			・実施報告書の作成・提出・ホームページへの掲載	・学校評価報告書に基づく改善事項の整理・学校経営計画への反映・次年度予算への反映
次	4月			•学校要覧作成	・学校評価報告書に基づ
次年度	5月				く改善事項着手

■ 協議会・評価委員会の実施内容例 [年3回実施の場合]

1 協議会

回	協議会 次第例	実施当日に向けた準備例
第 1 回	 学校長あいさつ 委嘱状交付 委員紹介(自己紹介) 学校運営連絡協議会の趣旨説明 評価委員会について 本校の現状と課題 (1)教務 (2)生活指導 (3)進路指導 意見交換 事務連絡 	○係分担 ・司会 ・記録 ・会場準備 ・資料準備 ○準備する資料等 ・次第 ・委嘱状 ・学校運営連絡協議会設置要綱 ・委員名簿 ・現状と課題についての説明資料 ・出席確認表 ・報償費支出に必要な書類 ・その他
第 2 回	 会長あいさつ 本校の教育活動について (1) 学校の特色 (2) 教育活動の現状分析とその対応 (3) 教育課程及び生徒指導 (4) 授業公開 (5) 学校開放 (6) 今後の教育活動 学校評価について (1) 学校評価の趣旨説明 (2) 外部評価について (3) 外部評価案の提示と協議【評価委員より】	 ○係分担 ・司会 ・資料準備 ○準備する資料等 ・次第 ・外部評価についての説明資料 ・外部評価アンケート原案 ・教育活動についての説明資料 ・出席確認表 ・報償費支出に必要な書類 ・その他
第 3 回	 会長あいさつ 外部評価について (1)評価委員会からの説明 (2)外部評価結果の検討 今年度のまとめと来年度への課題 (1)外部評価に基づく助言・提言	 ○係分担 ・司会 ・記録 ・会場準備 ・資料準備 ○準備する資料等 ・次第 ・外部評価集計結果 ・出席確認表 ・報償費支出に必要な書類 ・その他

2 評価委員会

回	評価委員会 次第例	実施当日に向けた準備例
第 1 回	1 学校評価について (1)学校評価の基本方針確認 (2)前年度の学校評価結果 (3)今年度の実施方法等の検討 構成案、対象、範囲、実施方法等 (4)今後の予定	 ○係分担 ・司会 ・記録 ・会場準備 ・資料準備 ○準備する資料等 ・前年度の学校評価結果 ・基本方針、実施方法案、実施計画案
第 2 回	 外部評価について (1) アンケート (案) の検討 (2) 調査手順の確認 (3) 協議会への報告について 	 ○係分担 ・司会 ・記録 ・会場準備 ・資料準備 ○準備する資料等 ・アンケート案 ・調査手順案 ・報告方法等案
第 3 回	1 外部評価について(1)外部評価集計結果報告(2)外部評価結果の検討(3)外部評価の総括2 評価委員会総括	○係分担・司会・記録・会場準備・資料準備○準備する資料等・外部評価集計結果

※この通知文は、通知した当時のまま掲載しています。本文との相違部分については、本文のとおりとします。 (写)

12教指高第395号 平成13年2月5日

都立高等学校長 殿

東京都教育委員会教育長 横山 洋 吉 (公印省略)

「学校運営連絡協議会」の設置について(通知)

東京都教育委員会では、平成11年度から2年間にわたり、都立高等学校の一部を「学校運営連絡協議会」(以下「協議会」という。)の試行校に指定した。この間、「学校運営連絡協議会試行校連絡会」等において、「協議会」の運営方法等について検討を重ねてきたところである。

ついては、試行結果を踏まえ、平成13年度からすべての都立高等学校において、「協議会」を設置することとした。貴職におかれましては、下記に基づき、協議会設置要綱を定め、「協議会」を設置するよう通知する。

記

1 「協議会」設置の趣旨

これからの学校は、学校運営や教育内容について、保護者や地域住民の意向を的確に把握し反映するとともに、学校自らが学校に関する情報を積極的に発信していくことが必要である。

このため、学校運営に保護者や地域住民の意見や希望を反映するための意見交換を行う場を設けるとともに、学校評価を行うなどして、地域全体からの校長への支援体制をつくることを目的とする。

2 「協議会」の設置

「協議会」は、すべての都立高等学校の課程ごとに設置することを原則とする。また、分校にも設置することを原則とするが、当分の間、本校と一体化した「協議会」を設置することもできる。

3 「協議会」の構成

- (1) 「協議会」は、当該高等学校の教職員以外の委員(以下「外部委員」という。)及び当該高等学校の教職員の中から選任された委員(以下「内部委員」という。)によって構成する。
- (2) 外部委員は、学校の課程、学科、学級規模、地域の実態等に応じ、次の中から校長が推薦し、 都教育委員会が委嘱する。

ア 地域の有識者、地域の学校及び関係機関・施設の職員

イ 保護者

ウ その他校長が必要とする者

- (3) 内部委員は、当該校の教職員のうち、校長、教頭、事務(室)長、「東京都立学校の管理運営 に関する規則」第10条の2に規定する主任及び校長が指定する事務職員とする。 内部委員は、校長が選任し、委嘱する。
- (4) 委員に生徒は含めない。ただし、アンケートにより授業等に対する生徒の要望等を聞くほか、 可能な限り「協議会」の場で生徒の声を直接聞く機会を設ける。
- (5) 委員の人数

委員の人数は、20名以下を基本とし、課程、学科の種類、学級規模、地域の実態等を踏まえ

- て、校長が決定する。
- ア 外部委員の数は、10名以内とする。
- イ 内部委員の数は、外部委員の数を超えないものとする。
- (6) 委員の任期

委員の任期は、1年とする。

(7) 「協議会」の開催回数

「協議会」は、年3回程度の開催を原則とする。

4 「協議会」の活動内容

- (1) 学校の運営方針及び教育活動への助言等
- (2) 学校、地域及び家庭相互の連携の進め方への助言等
- (3) 保護者、生徒、地域住民等を対象とした外部評価活動等
- (4) その他

5 評価委員会

- (1)「協議会」の組織の中に「評価委員会」を置き、前記4(3)の評価活動を実施する。
- (2) 評価委員会は、「協議会」委員の中から、外部委員及び内部委員をもって組織し、委員は校長が委嘱する。
- (3) 校長は、評価委員会を実施し、「協議会」で協議した評価結果を、学校改善に生かすよう努める。

6 東京都教育委員会と「協議会」の連携

- (1) 「協議会」の運営及び評価活動の実施に当たって、学校は、都教育委員会と連携を図る。
- (2) 都教育委員会は、各学校が相互に「協議会」の運営等について情報交換及び研究協議を行うため、「学校運営連絡協議会連絡会」(仮称)を設ける。連絡会の運営等については、別に定める。

7 留意事項

- (1) 各学校においては、「協議会」を管理運営規程に位置付ける。
- (2) 「協議会」の名称は、学校の実情に応じて、学校が定める。
- (3) 「協議会」の事務局を校内に置き、校務分掌に位置付ける。
- (4) 「協議会」の設置に当たっては、従来「開かれた学校づくり」のために各校がかかわっている既存の対外的な組織やPTAなどとの関係を尊重し留意する。
- (5) 小中学校の校長等の教育職員を外部委員として委嘱する場合の服務の扱いは別途通知する。
- (6) 「協議会」の開催、学校評価の実施及び学校評価結果の学校運営への反映等の具体的方法については、校長が決定する。
- (7) 「協議会」の開催に当たっては、「学校運営連絡協議会運営マニュアル」(平成 13 年 3 月発 行予定)を参考にする。
- (8) 学校評価の実施に当たっては、「東京都公立高等学校学校評価基準」(平成7年2月)及び「学校運営連絡協議会による学校評価」(平成13年3月発行予定)を活用する。
- (9) 都教育委員会関係者が、必要に応じて、会のオブザーバーとして参加する。

8 その他

当該年度に、在校生が最終学年の生徒のみの学校については、「協議会」を設置しないことができる。

※この通知文は、通知した当時のまま掲載しています。本文との相違部分については、本文のとおりとします。 (写)

> 14教指高第426号 平成15年2月25日

都立高等学校長 殿

教育庁指導部長 近藤精一 (公印省略)

「「学校運営連絡協議会」の設置について」の一部改正について(通知)

このことについて、下記のとおり改正を行います。

記

1 改正理由

「東京都立学校の管理運営に関する規則」の改正に伴い、主幹職にかかわる関係規程等を整備する必要がある。

2 改正規程等

「学校運営連絡協議会」の設置について (通知)

- 3 改正内容及び新旧対照表 別紙のとおり
- 4 施行期日 平成15年4月1日

四から八まで (現行のとおり)	(四)から(七)まで (現行のとおり)	改 正 後
四から八まで(略)	(四)から(七)まで (略)	改正前

「学校運営連絡協議会」の設置について(平成十三年二月五日十二教指高第三九五号)新旧対象表

※この通知文は、通知した当時のまま掲載しています。本文との相違部分については、本文のとおりとします。 (写)

15教学高第2322号 平成16年 3月26日

都立学校長殿

東京都教育委員会教育長 横山洋吉 (公印省略)

東京都立学校の管理運営に関する規則の一部改正について(通達)

「東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」(平成16年東京都教育委員会規則第21号。以下「改正規則」という。)が別添のとおり制定され、平成16年3月31日付けで公布され、平成16年4月1日から施行されるので通知する。

今回の東京都立学校の管理運営に関する規則(昭和35年東京都教育委員会規則第8号。以下「規則」という。)の改正の目的は、学校のトップマネジメントの強化を図るため、都立学校の教頭の権限を拡充し、名称を「副校長」とするとともに、昨年8月の「都立盲・ろう・養護学校経営調査委員会報告書」に基づき、これまで通知により実施されている事項について規定の整備を図るものである。

また、その他の改正点として、連携型中高一貫教育を平成16年度に実施する学校について規定の整備を行った。

さらに、都教育委員会の基本方針の一つである「都民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進を図るため、職員会議及び企画調整会議について、各学校の実態に応じた弾力的運用を図るため、解釈及び運用方針を定めたので併せて通知する。

ついては、貴職において規則及び本通達に基づき、適正な処理を願いたい。

なお、今回の改正事項は都立高等専門学校には適用されないが、同時に通知するので学校運営の参考に されたい。

記

- 第1 主な改正点の改正趣旨と解釈・運用について
- 1 「副校長」に関する規定(第8条、第9条及び第10条)
- (1) 改正の趣旨

都立学校の教頭の権限を拡充し、学校のトップマネジメントの強化を図るため、現行の「副校長」の 規定を廃止し、すべての「教頭」を「副校長」と称することを規則で定めたものである。

- (2)解釈及び運用方針
 - ア 第8条関係

改正規則による改正前の規則第9条に同じ。

イ 第9条関係

改正規則による改正前の規則第10条に同じ。

ウ 第10条関係

すべての「教頭」の名称を「副校長」とすることを規定した。

具体的な権限拡充については、別途通知をする「東京都立学校事案決定実施細目」を参照されたい。

2 「年間授業計画等の作成」に関する規定(第15条の2)

(1) 改正の趣旨

年間授業計画及び週ごとの指導計画の作成については、それぞれ平成14年度及び平成15年9月から全都立学校長あて通知し、実施してきたところである。

今回の改正は、年間授業計画等の作成を規則に規定することにより、教育課程を適正に実施するととともに、開かれた学校づくりをより一層推進し、生徒・保護者等に説明責任を果たしていくことを目的としている。

(2)解釈及び運用方針

ア 第15条の2第1項関係

各学校が年間授業計画を必ず作成することを規定した。

イ 第15条の2第2項関係

各学校が年間授業計画に配慮して、週ごとの指導計画を必ず作成することを規定した。

- 3 その他の改正点について
- (1)連携型高等学校に関する規定(別表)

平成16年度に連携型中高一貫教育を行う学校について、連携型高等学校名及びこれに対応する連携型中学校名を別表に追加した。

(2) 盲・ろう・養護学校への準用規定(第38条)

第15条の2の規定を準用することとし、盲・ろう・養護学校においては、年間指導計画及び個別 指導計画並びに週ごとの指導計画を必ず作成することを規定した。

なお、第38条の規定に基づき第15条及び第15条の2の規定を読み替えたものを以下に示すので、事務処理の参考にされたい。

第2 各学校の実態に応じた企画調整会議及び職員会議の弾力的運用について

平成14年10月の「都立高校改革推進計画 新たな実施計画」及び平成15年11月の「都立学校評価システム確立検討委員会一次報告」の提言を受け、貴職におかれては第12条の8に規定する学校運営連絡協議会の協議委員(以下「協議委員」という。)を第12条の6に規定する企画調整会議又は第12条の7に規定する職員会議に参加させ、両会議を弾力的に運用し、都民に開かれた学校づくりを推進するとともに、学校経営への地域の教育力等の導入を図るよう努められたい。

なお、協議委員を企画調整会議又は職員会議に参加させようとする場合は、それぞれ第12条の6 第4項又は第12条の7第4項の規定に基づき、学校の管理運営規程において当該会議への協議委員 の参加について規定を整備するものとする。

以下において、協議委員の両会議への参加について規定例を示すので、事務処理の参考にされたい。

第3 参考

- 1 盲・ろう・養護学校への準用規定(第38条)により、第15条及び第15条の2の規程を読み替えた全文
- (1) 盲学校等の幼稚部

(教育課程の届出)

- 第15条 校長は、翌年度において実施する教育課程について、次の事項を毎年3月末日までに、委員会に届け出なければならない。
 - 1 教育の目標
 - 2 指導の重点
 - 3 環境の構成及び自立活動の時間配当
 - 4 年間行事計画

(年間指導計画及び個別指導計画等の作成)

- 第15条の2 学校は、年間指導計画及び個別指導計画(年度ごとの環境の構成及び自立活動に係る 幼稚部全体及び幼児別の指導計画をいう。次項において同じ。)を、委員会が別に定めるところに より作成するものとする。
- 2 学校は、年間指導計画及び個別指導計画に配慮して、週ごとの指導計画を作成するものとする。

(2) 盲学校等の小学部及び中学部

(教育課程の届出)

- 第15条 校長は、翌年度において実施する教育課程について、次の事項を毎年3月末日までに、委員会に届け出なければならない。
 - 1 教育の目標
 - 2 指導の重点
 - 3 学年別各教科、道徳、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間(養護学校の小学部にあっては、知的障害者を教育する場合を除く。次条において同じ。)の時間配当
 - 4 年間行事計画

(年間指導計画及び個別指導計画等の作成)

- 第15条の2 学校は、年間指導計画及び個別指導計画(年度ごとの各教科、道徳、特別活動、自立 活動及び総合的な学習の時間に係る学年別並びに児童別及び生徒別の指導計画をいう。次項におい て同じ。)を、委員会が別に定めるところにより作成するものとする。
- 2 学校は、年間指導計画及び個別指導計画に配慮して、週ごとの指導計画を作成するものとする。
- (3) 盲学校等の高等部、専攻科及び別科

(教育課程の届出)

- 第15条 校長は、翌年度において実施する教育課程について、次の事項を毎年3月末日までに、委員会に届け出なければならない。
 - 1 教育の目標
 - 2 指導の重点
 - 3 学年別各教科・科目、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間(養護学校の高等部、専攻 科及び別科において知的障害者を教育する場合にあっては、学年別各教科、道徳、特別活動、自 立活動及び総合的な学習の時間)の時間配当
 - 4 年間行事計画

(年間指導計画及び個別指導計画等の作成)

- 第15条の2 学校は、年間指導計画及び個別指導計画(年度ごとの各教科・科目、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間(養護学校の高等部、専攻科及び別科において知的障害者を教育する場合にあっては、各教科、道徳、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間)に係る学年別及び生徒別の指導計画をいう。次項において同じ。)を、委員会が別に定めるところにより作成するものとする。
- 2 学校は、年間指導計画及び個別指導計画に配慮して、週ごとの指導計画を作成するものとする。
- 2 企画調整会議及び職員会議の弾力的運用に係る管理運営規程の改正について(例)
 - 第8 企画調整会議
 - 2 構成員
 - 3 学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めたときは、企画調整会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

- 4 開催
- 第9 職員会議
 - 2 構成員
 - 3 学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めたときは、職員会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

4 開催

※この通知文は、通知した当時のまま掲載しています。本文との相違部分については、本文のとおりとします。なお、「4対象者」のうち、東京都公立学校教職員の服務の取扱いについては、「職免」となります(20教学高第587号参照)。

(写)

16 教学高第121号 平成16年4月21日

都立学校長 殿

学務部学校経営指導担当課長 高 畑 崇 久 (公印省略)

学校運営連絡協議会協議委員に係る報酬の取扱について

平成15年7月18日付け、15教人職第480号「学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の運用上の留意事項等について(通知)」により、「学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程」が一部改正され、同年8月1日から施行されたことに伴い、学校運営連絡協議会協議委員(以下「協議委員」と言う。)の報酬の取扱についても同規程の趣旨に基づき変更が必要となりました。

平成15年度の学校運営連絡協議会の運営に当たっては、同年7月31日以前の承認であったことから、 平成14年度と同様に取扱いましたが、平成16年度については、改正された規程が適用となります。

したがって、東京都公立学校教職員(「学校職員の給与に関する条例」が適用されている職員、以下「教職員」と言う。)が、兼職承認の手続きを行い、職免により、勤務時間内に協議委員として会議等に出席する場合は、給与減額免除の承認に昨年度との相違がありますので下記のとおり教職員の協議委員に周知願います。

記

1 兼職手続きについて

教職員が、協議委員としての兼職承認を受けていることを確認願います。 教職員は、必ず兼職承認を受けている必要があります。

2 報酬について

教職員が兼職の承認を受けて協議委員として会議等に出席し、交通費等の実費相当額(「職員の旅費に関する条例」に基づくもので、日当も含まれる。)を超える報酬を得た場合は、給与減額の免除が承認されません。

交通費等の実費相当額を超える報酬を得た場合は、給与が減額されることとなりますので、 教職員に対する協議委員の報酬額は交通費等の実費相当額になる旨、教職員に伝えてください。 つまり、昨年度と同様に教職員の協議委員に報酬として、1,000円を支払い、1,00 0円が交通費等の実費相当額を上回る場合には、その協議委員が職免を認められた時間の給与 が減額されることになります。

3 報酬の支払方法

報酬の支払に当たっては、交通費等の実費相当額(「職員の旅費に関する条例」に基づくもので、日当も含まれる。)を報償費で支出してください。

なお、所得税は徴収する必要はありません

(所得税通達28の7:年間の支払額が1万円以下の場合は、課税の必要がないため)。

4 対象者

東京都公立学校教職員(「学校職員の給与に関する条例」が適用されている職員)とは、東京都内の区市町村立学校教職員及び区市町村教育委員会に属する指導主事等が該当します。都立学校教職員については、「出張」となります。

5 その他

教職員においては、時間外勤務時間帯での出席や、学校運営連絡協議会代表者会議の参加な ど勤務を要しない日であっても、同様の取扱とします。

その他の学校運営連絡会協議委員(保護者や地域の方等)の出席については、従前通りの取扱となります。

6 協議委員の企画調整会議及び職員会議への参加について

平成16年3月25日付け、15教学高第2322号「東京都立学校の管理運営に関する規則の一部改正について(通達)」において、学校運営連絡協議会の協議委員を第12条の6に規定する企画調整会議又は第12条の7に規定する職員会議に参加ができるよう規程を整備したところであるが、それらへの参加に伴う報償費等の予算措置はしていないので、協議委員の方(教職員のみならず、保護者・地域の方も含む。)には、無償での参加となる旨を伝え、理解・協力を得るよう願います。

当然ですが、企画調整会議又は職員会議のみへの参加の場合は、通常の学校運営連絡協議会の運営経費(管理費 8報償費)の支出はできません。

※この通知文は、通知した当時のまま掲載しています。本文との相違部分については、本文のとおりとします。

(写)

20 教学高第587号 平成20年7月7日

都立学校長 殿

都立学校教育部高等学校教育課長 加藤裕之 (公印省略)

学校運営連絡協議会協議委員に係る服務の取扱について(通知)

東京都公立学校教職員が勤務時間内に他校の学校運営連絡協議会協議委員(以下、「協議委員」という。)として会議等に出席する場合の服務等の取扱いについては、「学校運営連絡協議会協議委員に係る報酬の取扱について」(平成 16 年 4 月 21 日付 16 教学高第 121 号)により処理をしていただいているところですが、都立学校教職員の服務の取扱いについては、「出張等の取扱い(平成 20 年 4 月)」(平成 20 年 3 月 31 日付 19 教人職第 2682 号)に従い、下記のとおり取扱うようお願いします。

記

1 対象

都立学校教職員が勤務時間内に勤務校以外の都立学校の学校運営連絡協議会協議委員として会議等に出席する場合

2 服務の取扱

「職免」(基準 10 番 別紙 14)

- 3 その他
 - (1) 必ず兼職承認を受けてください。
 - (2) 交通費等の実費相当額(「職員の旅費に関する条例」に基づくもので、日当を含む。) を超える報酬を得た場合は、給与減額の免除が承認されません。
 - (3) 本通知による服務の取扱いは、平成20年4月1日以降について適用します。

都立学校教育部高等学校教育課学校経営指導担当電話03(5320)6712

※この通知文は、通知した当時のまま掲載しています。本文との相違部分については、本文のとおりとします。 (写)

> 26 教学高第659号 平成26年7月9日

都立学校長殿

教育庁都立学校教育部学校経営指導担当課長 見 目 充 幸 (公印省略)

体罰根絶に向けた学校評価アンケートの評価項目の設定について(通知)

東京都教育委員会は、平成26年1月23日、全ての公立学校から体罰を根絶するため、「体罰根 絶に向けた総合的な対策」を定め、各都立学校に通知したところです(25教指企第1157号)。 各学校においては、本対策を踏まえ、改めて体罰防止に関する取組を点検するとともに、全ての 教育活動から体罰を根絶するよう万全の取組が求められています。

その一環として、平成26年3月6日付25教学高第2279号「体罰根絶に向けた学校運営連絡協議会の活用について(依頼)」に基づき、全ての都立学校において、学校運営連絡協議会を活用して体罰否定の考え方を周知するとともに、学校評価アンケートにより、体罰根絶に向けた取組に関し評価を実施することとしています。

この度、各都立学校において、下記のとおり、体罰根絶に向けた取組に関する評価項目を設定していただくこととしますので、遺漏なきようよろしくお取扱い願います。

記

1 目的

東京都教育委員会が実施する体罰根絶の取組の一環として、学校運営連絡協議会を通じて、学校外からの評価を受ける。

2 評価項目の設定

学校は、体罰や暴言等を根絶するために積極的に取り組んでいるかについて評価する観点から、 それぞれの学校において評価項目を設定する。

評価項目例

学校は、体罰や暴言をなくすために、積極的に取り組んでいるか

3 適用

平成26年度から実施

4 その他

- (1) 学校評価アンケートにおいて、既に体罰根絶に向けた取組に関する評価項目を設定しており、 上記2の趣旨に合致する場合は、新たに設定する必要はない。
- (2) 学校評価アンケートの集約時期は、実施結果を翌年度の学校経営計画に反映させるため、遅くとも平成27年1月までとする。
- (3) 学校運営連絡協議会の運営については、「都立学校学校運営連絡協議会運営マニュアル《5 訂版》(平成22年1月)」を参照する。

担当 都立学校教育部高等学校教育課学校経営指導担当電話 03 (5320) 6712

(写)

26 教学高第2105号 平成27年3月9日

都立学校長 殿

教育庁都立学校教育部学校経営指導担当課長 見 目 充 幸 (公印省略)

学校運営連絡協議会協議委員の委嘱について (通知)

学校運営連絡協議会協議委員の委嘱については、これまで校長からの推薦に基づき、都教育委員会が委嘱を行ってきましたが、別添(写)(文部科学省初等中等教育局長通知(平成27年1月15日付26文科初第1038号)「学校評議員の委嘱について(通知)」)に準じ、平成27年度以降は、都教育委員会から校長へ協議委員の委嘱を委任することとしたので通知します。

記

1 変更点

学校運営連絡協議会協議委員の委嘱を、学校の推薦に基づく都教育委員会の委嘱から、校長の 委嘱に変更

2 適用年月日

平成27年4月1日

3 上記1の変更に伴う事務処理上の変更点

- (1) 各校で定める学校運営連絡協議会設置要綱の改正(参考:別紙設置要綱(例)添付)
- (2) 学校運営連絡協議会協議委員推薦書様式の廃止
- (3) 都教育委員会公印印影刷り込み印刷の委嘱状様式の廃止
- (4) 協議委員委嘱状には、校長名を記載し校長公印を押印
- (5) 各校において協議委員の委嘱決定後、「協議委員委嘱者名簿」を、調査統計システムにより 学校経営指導担当へ提出(公印押印不要)

4 協議委員の委嘱に当たっての留意事項

- (1) 島しょに存する都立高校で、協議委員が会議に出席するために別途経費が必要となる場合は、事前に学校経営指導担当に協議すること。
- (2) 年度途中に協議委員が変更になる場合は、新たな協議委員を決定次第提出すること。

5 都教育委員会公印印影刷り込み印刷委嘱状様式残部の取扱い

「東京都教育委員会公印印影刷り込み取扱い基準第5の5」により、<u>各校で保管する公印刷り込み印刷委嘱状様式残部の回収を行います。</u>つきましては、以下のとおり、残部数を確認の上、学校経営指導担当まで返納してください。

(1) 提出様式

ア 学校運営連絡協議会委嘱状管理簿

- イ 都教育委員会公印印影刷り込み印刷委嘱状様式の残部
 - ※管理簿上の残部数と今回返納枚数が一致していることを確認の上、返納してください。
- (2) 提出方法

都庁交換便等により提出

(添付の「交換便送付票」を御活用ください。)

(3)提出月日 平成27年3月25日(水)

6 各校で定める設置要綱及び協議委員委嘱者名簿の提出について

- (1)提出様式
 - ア 学校運営連絡協議会設置要綱(改正後)
 - イ 学校運営連絡協議会協議委員委嘱者名簿(別紙1)
- (2) 提出方法

調査統計システムにより回答

(3) 提出月日

平成27年4月30日(木)

7 その他

新規様式貼付及び「都立学校学校運営連絡協議会運営マニュアル」は、掲示板の移行作業中のため、当面、都立学校総合掲示板に掲示します。

担 当 都立学校教育部高等学校教育課 学校経営指導担当 電 話 03(5320)6712 7ァケシリ 03(5388)1727

■ 学校運営連絡協議会設置要綱(例)

都立〇〇〇〇学校 学校運営連絡協議会設置要綱

第1(名称)

この会の名称を「都立〇〇〇〇学校 学校運営連絡協議会」(以下、「協議会」という。)とする。

第2(目的)

本校の教育活動が、保護者や地域住民に理解され、かつ、本校の学校運営に保護者及び地域社会の方々の意向が反映され、本校が地域に根ざしてより発展していくための学校支援組織とすることを目的とする。

第3 (所掌事項)

協議会は、学校運営に関する意見交換、教育活動の観察並びに学校評価等を通して協議を行い、校長に対して本校の学校運営、教育活動及び家庭や地域社会との連携について助言する。

第4(組織)

協議会の委員は、校長の他、次のとおりとする。

協議委員は、校長が委嘱する保護者代表○名、同窓会代表○名、近隣中学校長○名、地域住民代表○名、・・・・・○名の○○名とする。

内部委員は、副校長、経営企画課(室)長、主幹教諭(教務主任兼務)、主幹教諭(生活指導主任兼務)、〇〇主任、・・・・の〇〇名とする。

2 協議会の中に学校評価委員会(以下、「評価委員会」という。)を置く。評価委員会は、協議会が 行う外部評価を計画、立案、実施並びに集計し、学校評価報告書原案を作成する。

評価委員会の委員は、協議会委員の中から校長が委嘱する。

第5 (任期)

委員の任期は、原則として当該年度の4月1日から3月31日までとする。

第6(役員)

協議会に、次の役員を置く。

会長1名、副会長○名、評価委員会委員長1名、事務局長1名

- 2 会長は、校長とする。
- 3 副会長、評価委員会委員長及び事務局長は、校長が選任する。

第7 (協議会の開催回数及び開催時期)

協議会は、○月、○月及び○月の年3回開催する。

第8 (協議会の公開)

協議会は、原則として公開とする。ただし、会長が必要とする場合には、会長の判断により非公開と することができる。

第9(事務局)

都立○○○○学校に協議会事務局を置く。事務局に事務局長を置き、○○主任をもって充てる。

第10(その他)

この要綱は、校長が必要に応じて改正する。

(附則)

この要綱は、平成○○年○○月○○日から施行する。

○○○第○○号平成年月日

東京都教育委員会 殿

東京都立〇〇〇〇〇学校長

平成○○年度 学校運営連絡協議会協議委員委嘱者名簿

(委嘱期間:平成○年4月1日から平成○年3月31日まで)

番号	所属・団体名等	氏名	再任	充て	備考
留り	川	人名	117)L C	加州
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

[※] 前年度またはそれ以前に、当該校の学校運営連絡協議会協議委員として委嘱したことがある方については、『再任』欄に〇を付ける。

[※] 充て職として委嘱する予定の者については、『充て』欄に○を付ける。



26文科初第1038号 平成27年1月15日

各都道府県教育委員会教育長 各指定都市教育委員会教育長 各 都 道 府 県 知 事 附属学校を置く各国立大学法人学長 小中高等学校を設置する学校設置会社を 所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の 認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学省初等中等教育局長 小 松 親 次



学校評議員の委嘱について (通知)

平成26年地方分権改革に関する提案募集において、「県立学校における学校評議員の委嘱について、より迅速な手続のもとで、地域の実情に根ざした適切な人材を学校評議員として活用できるよう、委嘱権限を校長へ変更すること」を求める提案がありました。

このことを踏まえ、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「省令」という。)に定める学校評議員の委嘱(省令第49条第3項等)に関する取扱いについて下記のとおり明確化しましたので、各都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県知事におかれては所轄の学校法人に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校設置会社に対して、本件について十分周知を図られるとともに、本制度の活用がより一層促進されるよう、適切な指導をお願いします。

記

1 学校評議員の委嘱の校長への委任について

省令第49条第3項では、学校評議員の委嘱については「当該学校の設置者が校長の推薦により委嘱する」こととしている。本規定の趣旨は、学校の設置者(国立大学法人が設置する学校の場合には国立大学法人、公立大学以外の公立学校(公立大学法人が設置する場合を除く。)の場合は設置者である地方公共団体の教育委員会、私立学校の場合は学校法人、株式会社立学校の場合は学校設置会社をいう。以下同じ。)及び校長の学校運営に関する責任

と権限を踏まえ、校長の推薦により、当該学校の設置者が学校評議員の委嘱を行うことを規 定しているものであるが、設置者の判断により、その委嘱を校長へ委任することを妨げるも のではない。

公立学校においては、学校の管理を行う権限を有する教育委員会が、学校の裁量拡大や事務手続の迅速化等の観点から、学校評議員の委嘱を校長へ委任する方がより適当であると判断した場合には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。)第26条第1項及び第3項の規定に基づき、学校評議員の委嘱を校長に委任することが可能である。

また、国立、私立及び株式会社立の学校においても、校長が学校評議員の委嘱をする方がより適当であると設置者が判断した場合には、校長へ学校評議員の委嘱を委任することが可能である。

なお、設置者が学校に対する管理責任を有していることから、設置者が校長へ学校評議員 の委嘱を委任した場合には、校長が委嘱した学校評議員について、設置者に事後に報告する ことを規則等で定めるなどといった運用が求められる。

2 校長が委嘱した学校評議員の身分等について

学校評議員の身分取扱いについては設置者の定めるところによるものであり(「学校教育 法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」(平成12年1月21日付け文教地第244 号文部事務次官通知)参照),これは学校評議員の委嘱を校長に委任した場合にあっても変 更されるものではない。このため、公立学校においては、教育委員会が学校評議員の身分を 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に基づく特別職地方公務員と 位置づける場合には、地教行法第26条第2項第4号の規定に該当することから、校長へ学 校評議員の委嘱を委任することはできないことに留意が必要である。

なお、校長が学校評議員を委嘱する場合であっても、財政的な問題により学校が学校評議 員を委嘱できないことがないよう、設置者は必要な配慮を行うことが求められる。

(担当)

初等中等教育局参事官付

企画・学校評価係 (滬,石川)

電話:03-5253-4111 (内線 3705)

E-mail: syosanji@mext. go. jp

■ 東京都立学校の管理運営に関する規則(平15教委規則24・追加)

(学校運営連絡協議会)

- 第12条の8 学校の管理運営に保護者、地域住民等の意向を的確に反映し、 開かれた学校づくりを推進するため、学校に学校運営連絡協議会を 置く。
 - 2 前項に規定するもののほか、学校運営連絡協議会の設置に関して 必要な事項は、委員会が別に定める。

■ 学校教育法(平成19年6月改正)

学校教育法の改正により、第42条において学校評価に関する根拠となる規定、第43 条において学校の積極的な情報提供についての規定を新設した。

- 第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育 活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づ き学校運営の改善を図るため必要な措置を講じることにより、その 教育水準の向上に努めなければならない。
- 第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。
- ※ これらの規定は、幼稚園(第28条)、中学校(第49条)、高等学校(第62条)、特別支援学校(第82条)、 専修学校(第133条)及び各種学校(第134条第2項)に、それぞれ準用する。

■ 学校教育法施行規則(平成19年10月改正)

学校教育法第42条の規定を受け、学校教育法施行規則を改正し、第66条において自己評価の実施・公表、第67条において保護者などの学校関係者による評価の実施・公表、第68条により評価結果の設置者への報告についての規定を新設した。

- 第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。
 - 2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。
- 第67条 小学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者(当該小学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。
- 第68条 小学校は、第66条第1項の規定による評価の結果及び前条の規 定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報 告するものとする。
- ※ これらの規定は、幼稚園(第28条)、中学校(第49条)、高等学校(第62条)、特別支援学校(第82条)、 専修学校(第133条)及び各種学校(第134条第2項)に、それぞれ準用する。

学校評価項目例(高等学校用)

【地域社会】

学校運営に関すること		
学校経営計	・学校経営計画は、周知・理解されていますか。	
画	・学校経営計画に基づいて、開かれた学校づくりが進められていると思いますか。	
	・学校経営計画に基づいて、特色ある学校づくりが進められていると思いますか。	
開かれた学	・学校は、地域の方々と話をする機会を多く設けていますか。	
校づくり	・日常の教育活動に、地域の意見や要望が取り入れられていると思いますか。	
	・授業公開、施設開放、公開講座等、開かれた学校づくりが推進されていると思いますか。	
	・学校は、地域の活動等に対して協力的ですか。	
学校運営連	・学校運営連絡協議会での意見や要望は、学校運営の改善に取り入れられていると思いま	
絡協議会	すか。	
	・学校運営連絡協議会は、校長の学校経営を支援し、学校改革を進める役割を果たしてい	
	ると思いますか。	
組織	・学校の窓口や電話での対応はよいですか。	
	・教職員は、協力して学校運営の改善に取組んでいると思いますか。	

学習指導に関すること

- ・生徒にとってわかりやすく楽しい授業が行われていると思いますか。
- ・社会で役に立つ知識や技能が身につくような指導が行われていると思いますか。
- ・生徒の個性を伸ばし、進路希望の実現に結びつくような指導が行われていると思いますか。

生活指導に関すること

- ・生活指導の方針が、明確になっていると思いますか。
- 生徒の社会規範や市民道徳を守る意識を育てる生活指導が行われていると思いますか。
- ・生徒の自主性や自律性を育て、充実した学校生活を送れるような指導の充実が図られていると思いますか。
- ・学校の生活指導に共感できますか。
- ・命を大切にする心や社会のルールを守る指導がされていると思いますか。

進路指導に関すること

・生徒の勤労観や職業観が育成できるような指導の充実が図られていると思いますか。

部活動・特別活動(学校行事等)に関すること

部活動	・部活動が、活発に行われていると思いますか。	
	・教員の適切な指導の下で、生徒の自発的・自治的な活動が展開されていると思いますか。	
特別活動	・ホームルーム活動が、活発に行われていると思いますか。	
(学校行事等)	・学校行事が、活発に行われていると思いますか。	
	・特色のある学校行事が行われていると思いますか。	

健康・安全に対する指導に関すること

・生徒の健康管理や交通安全指導の充実に積極的に取組んでいると思いますか。

- ・敷地内や校舎内の清掃は行き届いていると思いますか。
- ・校舎内や体育施設内は、整備されていると思いますか。

【保護者】

学校運営に関すること

- ・学校の教育目標がわかりやすく示されていますか。
- ・学校経営計画は、周知・理解されていますか。
- ・学校経営計画に基づいて、開かれた学校づくりが進められていると思いますか。
- ・学校経営計画に基づいて、特色ある学校づくりが進められていると思いますか。
- ・学校は、保護者の方々と話をする機会を多く設けていますか。
- ・日常の教育活動に、保護者の意見や要望が取り入れられていると思いますか。
- ・学校運営連絡協議会での意見や要望は、学校運営の改善に取り入れられていると思いますか。
- ・学校運営連絡協議会は、校長の学校経営を支援し、学校改革を進める役割を果たしていると思いますか。
- ・学校の窓口や電話での対応はよいですか。
- ・教職員は、協力して日常の教育活動に取組んでいると思いますか。

学習指導に関すること

- ・年間指導計画や年間授業計画が作成されていますか。
- ・社会の動きに対応した教育課程の編成が行われていると思いますか。
- ・生徒の個性を伸ばし、進路希望の実現に結びつくような指導が行われていると思いますか。
- ・教科指導において、基礎・基本の徹底が図られていると思いますか。
- ・わかりやすい授業を行うために、教材や教え方に様々な工夫がされていると思いますか。
- ・生徒の理解度に応じた、教科指導の工夫がされていると思いますか。
- ・地域での体験学習等が推進されていると思いますか。

生活指導に関すること

- ・生活指導の方針が、明確になっていると思いますか。
- 生徒の社会規範や市民道徳を守る意識を育てる生活指導が行われていると思いますか。
- ・生徒の自主性や自律性を育て、充実した学校生活を送れるような指導の充実が図られていると思いますか。
- ・学校の生活指導に共感できますか。
- ・命を大切にする心や社会のルールを守る指導がされていると思いますか。

進路指導に関すること

- ・進路指導の方針が、明確になっていると思いますか。
- 生徒の勤労観や職業観が育成できるような指導の充実が図られていると思いますか。
- ・生徒が必要としている進路情報を収集し、提供するよう努めていると思いますか。
- ・保護者との連携を密にしながら、進路指導を行っていますか。
- ・進路相談の充実など、生徒一人一人を大切にした指導が行われていると思いますか。
- ・生徒の適性や希望などを生かした、適切な指導が行われていると思いますか。

部活動・特別活動(学校行事等)に関すること

- ・教員の適切な指導の下で、生徒の自発的・自治的な活動が展開されていると思いますか。
- ・ホームルーム活動が、活発に行われていると思いますか。
- ・学校行事の特色化に向けた工夫がされていると思いますか。
- ・学校行事を通して、生徒に多様な生活体験をさせる工夫がされていると思いますか。
- ・生徒の個性を伸ばし、学校生活を豊かにするための工夫がされていると思いますか。

健康・安全に対する指導に関すること

- ・生徒の健康管理や交通安全指導の充実に積極的に取組んでいると思いますか。
- ・生徒が抱える様々な悩みに、適切に対応していると思いますか。
- ・組織的かつ系統的な防災計画が整備され、示されていると思いますか。

- ・敷地内や校舎内の清掃は行き届いていると思いますか。
- ・校舎内や体育施設内は、整備されていると思いますか。
- ・学校の施設や設備で壊れたところは、すぐに修理されていますか。

【生徒】

学校運営に関すること

- ・学校の教育目標を知っていますか。
- ・学校での生活は、充実していますか。
- ・学校での生活は、自分の将来に有益であると感じますか。

学習指導に関すること

- ・年間指導計画や年間授業計画に基づいた授業がされていると思いますか。
- ・進路希望に応じた多様な選択科目が用意されていると思いますか。
- 授業はわかりやすいですか。
- ・授業の進度は、適切だと思いますか。

生活指導に関すること

- ・身だしなみや生活態度など、学校の規則を知っていますか。
- ・学校での生活指導は、適切だと思いますか。
- ・学校での生活指導が、自分の将来に有益であると感じますか。

進路指導に関すること

- ・自分の将来を考えるために必要な指導・助言がされていると思いますか。
- ・保護者との連携を密にしながら、進路指導を行っていますか。
- ・進路相談の充実など、生徒一人一人を大切にした指導が行われていると思いますか。
- ・生徒の適性や希望などを生かした、適切な指導が行われていると思いますか。

部活動・特別活動(学校行事等)に関すること

- ・教員の適切な指導の下で、生徒の自発的・自治的な活動が展開されていると思いますか。
- ・ホームルーム活動が、活発に行われていると思いますか。
- ・学校行事の特色化に向けた工夫がされていると思いますか。
- ・学校行事を通して、生徒に多様な生活体験をさせる工夫がされていると思いますか。
- ・生徒の個性を伸ばし、学校生活を豊かにするための工夫がされていると思いますか。

健康・安全に対する指導に関すること

- ・生徒の健康管理や交通安全指導の充実に積極的に取組んでいると思いますか。
- ・生徒が抱える様々な悩みに、適切に対応していると思いますか。
- ・組織的かつ系統的な防災計画が整備され、示されていると思いますか。

- ・敷地内や校舎内の清掃は行き届いていると思いますか。
- ・校舎内や体育施設内は、整備されていると思いますか。
- ・学校の施設や設備で壊れたところは、すぐに修理されていますか。

【教職員】

学校運営に関すること

- ・学校の教育目標をわかりやすく周知していますか。
- ・学校経営計画は、周知・理解されていますか。
- ・学校経営計画に基づいて、開かれた学校づくりを進めていますか。
- ・学校経営計画に基づいて、特色ある学校づくりを進めていますか。
- ・保護者の方々と話をする機会を多く設けていますか。
- ・日常の教育活動に、保護者の意見や要望が取り入いますか。
- ・学校運営連絡協議会での意見や要望を、学校運営の改善に取り入れていますか。
- ・学校運営連絡協議会は、校長の学校経営を支援し、学校改革を進める役割を果たしていると思いますか。
- ・明るく正確な窓口や電話での対応を心がけていますか。
- ・教職員は、互いに協力して日常の教育活動に取組んでいますか。

学習指導に関すること

- 年間指導計画や年間授業計画が作成されていますか。
- ・社会の動きに対応した教育課程を編成していますか。
- ・生徒の個性を伸ばし、進路希望の実現に結びつくような選択科目の設定や指導を行っていますか。
- ・教科指導において、基礎・基本の徹底が図っていますか。
- ・わかりやすい授業を行うために、教材や教え方に様々な工夫をしていますか。
- ・生徒の理解度に応じた、教科指導の工夫をしていますか。
- ・地域での体験学習等が推進されていると思いますか。

生活指導に関すること

- 生活指導の方針を生徒や保護者に明確に示していますか。
- ・生徒の社会規範や市民道徳を守る意識を育てる生活指導が行われていると思いますか。
- ・生徒の自主性や自律性を育て、充実した学校生活を送れるような指導の充実を図っていますか。
- ・学校の生活指導を生徒や保護者が理解していると思いますか。
- ・命を大切にする心や社会のルールを守る指導がされていると思いますか。
- ・生徒が抱える様々な課題に、適切に対応していますか。また、生活相談を的確に行っていますか。

進路指導に関すること

- ・進路指導の方針を生徒や保護者に明確に示していますか。
- ・生徒の勤労観や職業観が育成できるような指導の充実を図っていますか。
- ・ガイダンス機能の充実に努めていますか。
- ・保護者との連携を密にしながら、進路指導を行っていますか。
- ・進路相談の充実など、生徒一人一人を大切にした指導を行っていますか。
- ・生徒の適性や希望などをいかした、適切な指導を行っていますか。

部活動・特別活動(学校行事等)に関すること

- ・学校生活の充実と向上、生徒が直面する課題への対応、健全な生活態度の育成を図っていますか。
- ・教員の適切な指導の下で、生徒の自発的・自治的な活動が展開されていますか。
- ・ホームルーム活動は活発で、クラス全体で関われるように指導していますか。
- ・学校行事の特色化に向けた工夫をしていますか。
- ・学校行事を通して、生徒に多様な生活体験をさせる工夫をしていますか。
- ・生徒の個性を伸ばし、学校生活を豊かにするための工夫をしていますか。
- ・部活動は活発に行われていますか。
- ・特別活動の計画を分かりやすく示していますか。

健康・安全に対する指導に関すること

- ・生徒の健康管理や交通安全指導の充実に積極的に取組んでいますか。
- 生徒が抱える様々な悩みに、適切に対応するよう心がけていますか。
- ・組織的かつ系統的な防災計画を整備し、示していますか。

- ・敷地内や校舎内の清掃は行き届いていますか。
- ・校舎内や体育施設内は、整備されていますか。
- ・学校の施設や設備で壊れたところは、すぐに修理していますか。

学校評価項目例 (特別支援学校用)

【地域社会】

学校運営に関すること		
学校経営計	・学校経営計画は、周知・理解されていますか。	
画	・学校経営計画に基づいて、開かれた学校づくりが進められていると思いますか。	
	・学校経営計画に基づいて、特色ある学校づくりが進められていると思いますか。	
開かれた学	∵学 ・学校は、地域の方々と話をする機会を多く設けていますか。	
校づくり	・日常の教育活動に、地域の意見や要望が取り入れられていると思いますか。	
	・授業公開、施設開放、公開講座等、開かれた学校づくりが推進されていると思いますか。	
	・学校は、地域の活動等に対して協力的ですか。	
学校運営連	・学校運営連絡協議会での意見や要望は、学校運営の改善に取り入れられていると思いま	
絡協議会	すか。	
	・学校運営連絡協議会は、校長の学校経営を支援し、学校改革を進める役割を果たしてい	
	ると思いますか。	
組織	・学校の窓口や電話での対応はよいですか。	
	・教職員は、協力して学校運営の改善に取組んでいると思いますか。	

個に応じた指導に関すること

- ・教材や教え方を工夫したわかりやすい授業が行われていると思いますか。
- ・児童・生徒の障害を適切に捉え、一人一人に応じた指導がされていると思いますか。
- ・児童・生徒の人権を尊重した指導がされていると思いますか。

生活指導に関すること

- ・児童・生徒は、社会生活を送る上で必要なルールやマナーなどの基本的な生活習慣が身についていると 思いますか。
- ・生活指導をするにあたり、地域関係者との連携が図られていると思いますか。

特別活動(学校行事等)に関すること

特別活動 (学校行事等)

- ・学校行事等は、活発に行われていると思いますか。
- ・特色のある学校行事が行われていると思いますか。
- ・地域や他校(小学校・中学校)との交流活動が、積極的に行われていると思いますか。

- ・敷地内や校舎内の清掃は行き届いていると思いますか。
- ・校舎内や体育施設内は、整備されていると思いますか。

【保護者】

学校運営に関すること

- ・学校の教育目標がわかりやすく示されていますか。
- ・学校経営計画は、周知・理解されていますか。
- ・学校経営計画に基づいて、開かれた学校づくりが進められていると思いますか。
- ・学校経営計画に基づいて、特色ある学校づくりが進められていると思いますか。
- ・学校は、保護者の方々と話をする機会を多く設けていますか。
- ・日常の教育活動に、保護者の意見や要望が取り入れられていると思いますか。
- ・学校運営連絡協議会での意見や要望は、学校運営の改善に取り入れられていると思いますか。
- ・学校運営連絡協議会は、校長の学校経営を支援し、学校改革を進める役割を果たしていると思いますか。
- ・学校の窓口や電話での対応はよいですか。
- ・教職員は、協力して日常の教育活動に取組んでいると思いますか。

学習指導に関すること

- ・個別の教育支援計画は、適切に作成・活用されていますか。
- ・個別指導計画は、わかりやすく説明されていますか。
- ・児童・生徒の個性を伸ばし、進路希望の実現に結びつくような指導が行われていると思いますか。
- ・教科指導において、基礎・基本の徹底が図られていると思いますか。
- ・わかりやすい授業を行うために、教材や教え方に様々な工夫がされていると思いますか。
- ・児童・生徒の障害の程度に応じた指導の工夫がされていると思いますか。
- ・地域での体験学習等が推進されていると思いますか。

生活指導に関すること

- ・生活指導の方針が、明確になっていると思いますか。
- ・社会生活を送る上で必要なルールやマナーなどの基本的な生活習慣の指導が、適切に行われていると思いますか。
- ・生活指導を行う上での、保護者との連携が図られていると思いますか。

進路指導に関すること

- ・進路指導の方針が、明確になっていると思いますか。
- ・生徒の勤労観や職業観が育成できるような指導の充実が図られていると思いますか。
- ・生徒が必要としている進路情報を収集し、提供するよう努めていると思いますか。
- ・保護者との連携を密にしながら、進路指導を行っていますか。
- ・進路相談の充実など、生徒一人一人を大切にした指導が行われていると思いますか。
- ・生徒の適性や希望などをいかした、適切な指導が行われていると思いますか。

部活動・特別活動(学校行事等)に関すること

- ・部活動が、活発に行われていると思いますか。
- ・学校行事の特色化に向けた工夫がされていると思いますか。
- ・学校行事を通して、生徒に多様な生活体験をさせる工夫がされていると思いますか。
- ・児童・生徒の個性を伸ばし、学校生活を豊かにするための工夫がされていると思いますか。
- ・地域の学校等との交流活動が、活発に行われていると思いますか。

健康・安全に対する指導に関すること

- ・児童・生徒の健康管理や交通安全指導の充実に積極的に取組んでいると思いますか。
- ・児童・生徒が抱える様々な悩みに、適切に対応していると思いますか。
- ・組織的かつ系統的な防災計画が整備され、示されていると思いますか。

- ・敷地内や校舎内の清掃は行き届いていると思いますか。
- ・校舎内や体育施設内は、整備されていると思いますか。
- ・学校の施設や設備で壊れたところは、すぐに修理されていますか。

【生徒】

学校運営に関すること

- 学校の教育目標を知っていますか。
- ・学校での学習や生活は、楽しく充実していますか。
- ・学校での学習や生活は、自分の将来に役に立つと思いますか。
- ・先生は、協力して教育活動に取り組んでいると思いますか。

学習指導に関すること

- 授業は、わかりやすいですか。
- ・先生は、教材や教え方を工夫していると思いますか。
- ・先生は、質問に丁寧に答えてくれていると思いますか。
- ・地域での体験学習などは、よく行われていると思いますか。

生活指導に関すること

- ・学校のきまりや生活指導の内容を知っていますか。
- ・学校で、社会に出て役に立つルールやマナーを適切に指導してくれていると思いますか。
- ・先生は、悩みや相談に真剣に対応してくれていると思いますか。

進路指導に関すること

- ・学校には、進路に関する情報や資料が整っていると思いますか。
- ・先生は、進路の希望や進路に関する悩みをよく聞いてくれますか。

部活動・特別活動(学校行事等)に関すること

- ・部活動が、活発に行われていると思いますか。
- ・学校行事が、活発に行われていると思いますか。
- ・地域や他校(小学校・中学校)との交流活動が、活発に行われていると思いますか。

- ・校舎の中や外は、きれいに清掃されていると思いますか。
- ・学校の施設や設備で壊れたところは、すぐに修理されていますか。

【教職員】

学校運営に関すること

- ・学校の教育目標をわかりやすく周知していますか。
- ・学校経営計画は、周知・理解されていますか。
- ・学校経営計画に基づいて、開かれた学校づくりを進めていますか。
- ・学校経営計画に基づいて、特色ある学校づくりを進めていますか。
- ・保護者の方々と話をする機会を多く設けていますか。
- ・日常の教育活動に、保護者の意見や要望を取り入れていますか。
- ・学校運営連絡協議会での意見や要望を、学校運営の改善に取り入れていますか。
- ・学校運営連絡協議会は、校長の学校経営を支援し、学校改革を進める役割を果たしていると思いますか。
- ・明るく正確に窓口や電話での対応をするよう心がけていますか。
- ・教職員は、互いに協力して日常の教育活動に取り組んでいますか。

学習指導に関すること

- 年間指導計画や年間授業計画が適切に作成されていますか。
- ・個別の教育支援計画や個別指導計画が適切に作成・活用されていますか。
- ・社会の動きに対応した教育課程を編成していますか。
- ・生徒の個性を伸ばし、進路希望の実現に結びつくような指導を行っていますか。
- ・教科指導において、基礎・基本の徹底が図っていますか。
- ・わかりやすい授業を行うために、教材や教え方に様々な工夫をしていますか。
- 生徒の理解度に応じた、教科指導の工夫をしていますか。
- ・地域での体験学習等が推進されていると思いますか。

生活指導に関すること

- ・生活指導の方針を生徒や保護者に明確に示していますか。
- ・生徒の社会規範や市民道徳を守る意識を育てる生活指導が行われていると思いますか。
- 生徒の自主性や自律性を育て、充実した学校生活を送れるような指導の充実を図っていますか。
- ・学校の生活指導を生徒や保護者が理解していると思いますか。
- ・命を大切にする心や社会のルールを守る指導がされていると思いますか。
- ・生徒が抱える様々な課題に、適切に対応していますか。また、生活相談を的確に行っていますか。

進路指導に関すること

- ・進路指導の方針を生徒や保護者に明確に示していますか。
- ・生徒の勤労観や職業観が育成できるような指導の充実を図っていますか。
- ・ガイダンス機能の充実に努めていますか。
- ・保護者との連携を密にしながら、進路指導を行っていますか。
- ・進路相談の充実など、生徒一人一人を大切にした指導を行っていますか。
- ・生徒の適性や希望などをいかした、適切な指導を行っていますか。

部活動・特別活動(学校行事等)に関すること

- ・学校生活の充実と向上、生徒が直面する課題への対応、健全な生活態度の育成を図っていますか。
- ・教員の適切な指導の下で、生徒の自発的・自治的な活動が展開されていますか。
- ・ホームルーム活動は活発で、クラス全体で関われるように指導していますか。
- ・学校行事の特色化に向けた工夫をしていますか。
- ・学校行事を通して、生徒に多様な生活体験をさせる工夫をしていますか。
- ・生徒の個性を伸ばし、学校生活を豊かにするための工夫をしていますか。
- ・部活動は活発に行われていますか。
- ・特別活動の計画を分かりやすく示していますか。

健康・安全に対する指導に関すること

- ・生徒の健康管理や交通安全指導の充実に積極的に取組んでいますか。
- 生徒が抱える様々な悩みに、適切に対応するよう心がけていますか。
- ・組織的かつ系統的な防災計画を整備し、示していますか。

- ・敷地内や校舎内の清掃は行き届いていますか。
- ・校舎内や体育施設内は、整備されていますか。
- ・学校の施設や設備で壊れたところは、すぐに修理していますか。